

平成29年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第2日目

1 招集年月日 平成29年7月26日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月26日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 7月26日 午後4時46分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	建設課長	柳澤裕之
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
出納室長	後藤信之		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第2号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで（第2号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

本日は、傍聴においでくださりましてありがとうございます。私も議長としては初めての一般質問の進行ですので、ふなれなためスムーズにいかない場面もあるかと思っておりますけれどもよろしく願いいたします。

それでは、これより平成29年度勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

まず、先日の北九州に引き続き、東北地方でも豪雨による災害が発生し、大きな被害が出ています。勝浦町も中心を勝浦川が流れており、また多くの谷川が急傾斜地に沿って流れ込んでいるため、教訓とするところは多いと思います。今回の一般質問でも多くの議員が災害対策について取り上げていますが、中身の濃い議論により町の防災に役立つよう期待しています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議への出席状況を報告いたします。

7月12日、勝浦町・上勝町で開催された徳島県町村議会女性議員連盟視察研修に美馬副議長、井出議員が出席しました。

7月18日、勝浦町で開催された東部広域農道整備促進期成同盟会総会に森本議員、麻植議員、仙才議員、大西議員が出席しました。

7月19日、勝浦町で開催された勝浦郡人権教育推進協議会総会並びに研修会に美馬副議長と私が出席しました。

7月25日、徳島市で開催された徳島県町村議会議長会定例会並びに研修会に私が出席しました。

引き続き、監査委員から平成29年6月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、中田町長、藪下副町長、椎野教育長、山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第2，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に沿って発言を許可します。

3番美馬友子君の一般質問を許可します。

美馬友子君。

○3番（美馬友子君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので，3番美馬の一般質問を始めます。

議長からも冒頭でお話がありましたが，九州北部の記録的な大雨で多くの死者や行方不明者が出ています。土砂災害や道路損壊もあり，孤立箇所もたくさん発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げ，一日も早い復興を望んでおります。

自然災害による危機は，突然やってくるので対処するのは難しいという事実を思い知らされておりますが，このような豪雨は近年多発しており，週末には秋田でも猛烈な雨が降り，川の氾濫が発生しました。もはや想定外ではなく，水防対策は喫緊の課題と考えています。大雨特別警報が発令した場合の勝浦町の対応について，また新たな対策を考えていくような思いで質問をさせていただきます。

まず初めに，水害から身を守るためにはどうすればよいのかという点で，命を守るためにも知ってほしい特別警報とはという基本からですが，気象庁は平成25年8月30日に特別警報の運用を開始し，最大限の警戒を呼びかけることになっておりますが，山田企画総務課長にお聞きしますが，警報とはどのように違うのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） おはようございます。

ご質問のございました点にお答えをいたしたいと思っております。

まず，特別警報も気象警報も気象業法第13条により気象庁が発表するという点では同じものでございます。ただし，気象警報につきましては，気象要素が基準に，ある程度の基準に達すると予測した区域に対して発表するものでございます。これに対しまして特別警報につきましては，警報の発表基準をはるかに超える現象，よくラジオ・テレビ等で言われておりますけれども，数十年に一度の，これまでに経験したことのないような重大な危険が差し迫った異常な状況に対して発表するものというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 勝浦町の近年の雨の状況とか、過去1時間の最高雨量の記録などから、具体的に数十年に一度の値っていうのは、勝浦町ではどの程度出すんですか。県で値を出すということなんですか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に、気象庁のほうが出すことになりますけれども、数十年に一度のという基準につきましては、5キロ範囲のメッシュ構造の地域で1時間当たりの雨量を拾いまして、その中で10年間の平均で基準を定めているような格好になっております。勝浦町でどうこう判断するものではなく、気象庁のほうから発表されることになろうかと思えます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 最近、ゲリラ豪雨までとはいきませんが、本当に10分間程度の大雨で済んだので安心できたんですが、それが1時間降ったらすごく大量な雨になるようなことが何度かこの数カ月の間に経験されたと思うんですが、その中で過去で一番多い雨量って記録にありますか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ことしの分の1時間雨量の5キロ範囲でのメッシュ図での最高雨量というのは、ちょっと申しわけございませんが今手元に持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） それでは、防災無線とか広報車による呼びかけを特別警報が発表するときはすると思うんですが、いつどのように発表されるのか、お伺いします。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応、先ほども申し上げましたように、気象庁のほうからの発表になるんですけれども、気象庁のほうといたしましては、大雨、地震、津波、高潮、いろいろ事象があると思えますけれども、その中で重大な災害の起こるおそれがあるときに、基本的には警報を発表して警戒を呼びかけることになります。

特別警報につきましても、これと同様に警報の基準をはるかに超えるような大雨等が予想される場合に、基本的には気象庁のほうから発表されると。それに基づきまして、当然テレビ、ラジオ等からは流れるようになると思います。それに加えまして、本町といたしましては防災無線、あとはケーブルテレビ等におきましても連携した文字放送等が流れるような格好でできますので、そちらのほうを利用してお知らせするようなことになろうかと思えます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 先ほども説明されましたけど、特別警報の通知を受けた都道府県は市町村に直ちに通知して、通知を受けた市町村は住民等に対する周知の措置を直ちにとることが義務となっておりますが、危機感を伝える短い文章で住民にわかりやすく伝達できるように伝達マニュアルがあるのか、またあるのであれば適宜見直しているのでしょうか。その点お伺いします。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的な伝達のメニューというふうなものはつくってはいません。ただ、ここ数年来、準備情報、避難勧告、避難指示というふうな段階を追って進めていくような格好にはなろうかと思えます。そのときにつきましては、当然経験したことのないような異常な現象が起きる状況ではございます。ですので、放送とともに消防団等のご協力も得ながら広報とか注意喚起と避難の指示等を行っていくようなことになろうかとは思っております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 段階を追って情報の伝達は進めていくということですが、異常事態が発生するわけですから、伝達はやっぱり文書化してしっかりとここにあるということをおこななければ、誰が発表するのかわからないと思うんですが、文書化してマニュアル化しておくべきと考えますが、その点いかがでしょう。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。そこらの準備も災害対策本部の準備もあわせまして、迅速に対応ができるようなことを考えて進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 誰がどのように発表するのか、特別警報が発令されるということは本部も設置されていると思うんで、多分本部長だとは思いますが、誰がどのように発表するのか、訓練時でもよいので事前にこんな言葉で発表するという広報をしてもらいたいと思っています。特別警報という言葉の認知度の差で、本当に重要性が十分に伝わらないことも考えられるので、何度も正しい知識や情報は提供してほしいと考えておりますが可能ですか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員ご指摘の点につきましては、多分事前の周知が重要でないかというふうなことだと思います。先ほども申しましたように、特別警報につきましては気象庁のほうから発表されます。ほんで、それを受けまして、災害対策本部として順次段階を追ってというふうなことになってこようかとは思いますが、そういうふうなことが事前に住民の方がその言葉によって内容が把握できるようなことを早目にしようというようなことだと思いますので、そちらのほうについては災害が起こる前からの広報紙、ホームページ等々におきまして周知を図って理解をいただけるような広報等をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 正しい知識や情報を提供していただけるということで、本当に異常事態にばたばたしなくてもいいようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、特別警報が発令されたら住民はどんな行動をとればよいのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 特別警報が発令された場合にどのような行動というふうなことになろうかと思いますが、こちらのほうにも最近よくテレビ、ラジオ等では周知がされているようなところではございますけれども、基本的には経験したことのないような異常な現象が起きる状況というふうなことでございます。こちらからいうと、災害対策本部からの避難情報の指示に従う、またそれに合うような適切な行動をとっていただくというのが大事かと思ひます。まずは、慌てずに周囲の状況、災害対策本部が個々の家の戸別の事象までのお話はなかなかしかなるところもあろうと思ひます。ですので、慌てずに周囲の状況に注意をしていただいて、避難勧告等が発令されている場合には、そちらの説明によって避難場所に避難する等が大事であろうか

と思います。また、大雨や暴風のために屋外に移動することが、返って命の危険を及ぼすような状況もあろうかと思っています。そういうふうな場合は、やむを得ず自宅の中でとどまる場合になろうかと思っていますけれども、その場合には2階等安全な場所に避難するなど、そこらを常日ごろから考えていただくようお願いをすることが大事かと思っております。

また、避難をされたといたしましても、数十年に一度の災害でございます。避難場所においても必ずしも安全でない場合ことも起こり得るかもしれませんので、そちらについても避難所で災害情報をそれぞれが聞いていただいて、注意を払っていただいて、次の情報を正しく把握できるように考えていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 避難した後も情報を正しく把握せよということですが、適切な情報を期待しております。

防災の基本は、みずからの命はみずからで守ることであります。でも、これ以上の雨は降らないだろうとか軽視して逃げおくれがないように、空振りを恐れず早期に避難情報を発信し、住民にわかりやすい伝達に努めてください。逃げることは大事ですが、先ほども課長が言うておりましたが、外が危険な場合は校区で安全なところに待避する。命さえ助かれば、何とかこの町も立ち上がることができます。犠牲者が出た災害を調べると、市町村が避難を呼びかけるのがおくれた、ためらったという問題に行き着きます。早目早目の防災対策をとるためにも、私たちも普及啓発を強化していきますので、速やかな行動で空振りでもよかったと思える地域性を目指して伝達訓練も行ってください。

町長にお聞きします。

内閣府が市町村のために水害対応の手引きとありますが、その中に災害時にトップがなすべきこと11カ条というのが最後にありました。判断のおくれは命取りになる。何よりもまずトップとして判断を早くすること。人は逃げないものであるということを知っておく。逃げる気にさせるわざを身につけることも最も重要であると、この中で言われております。住民に呼びかけることは重要。何度も言いますが、水害に対する危機管理を町長はどのようにお考えでしょうか。



○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、特別警報ということで、いろいろと担当課のほうからのご説明もさせていただきました。私としましては、一番肝心なことはやはり正しい情報を把握しまして、収集し、的確な判断のもとに災害対策本部を立ち上げ、住民の方に周知徹底すること。議員が申し上げておりましたように、やはり見逃しの三振よりも空振りの三振でもいいというようなことで、住民の貴重な生命、財産を守っていくというようなことが私にも課せられた大きな使命の一つでございますので、そうしたつもりで防災無線等を通じまして、しっかりと皆さんに周知し、避難勧告、そして避難指示というような段階を踏んでいきたいというようなところでございますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 空振りでも住民を守ってくれるということを聞き安心しましたが、仮に大雨特別警報が発令されるような災害が勝浦町で発生した場合、被害想定など検討や対策をされているのでしょうか。

徳島県では、土砂災害の危険があるとされている箇所が1万3,001カ所あるとされています。県のホームページによると、勝浦町では土石流、急傾斜、地すべりの警戒区域、特別警戒区域、全てを足すと348カ所と指定されておりますが、その中で特に崩壊地の予測はあるのでしょうか、建設課長にお伺いします。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 崩壊地の予想ということで、私たち役場としましては、土木構造物、いわゆる道路とか河川、それから山腹のり面とか、それから民家の裏山ということで、議員おっしゃるように風水害で崩壊のおそれもあるところがかなりあります。それで、それに加えて近年では地震も起こる可能性もあるということで、結局土砂災害の危険箇所の指定を今進めておりますが、そこも裏山の勾配とかいろいろはかりながら、論理的にここは危険だなということでご承知と思いますが、イエローゾーンとかレッドゾーンとかを指定しております。

それで、家屋以外のところについては、調査とかそういうふうなんはしていません

ので、崩壊についてはいつどこで起こっても不思議ではないなというふうに感じております。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 危険箇所はたくさんあるということですが、イエローゾーン、レッドゾーンということが指定されておりますが、まだいまだに看板設置がないので、やっぱり平常時にここの山は危険だということを平常時に住民の皆さんが早く知るべきなので、看板設置は早く進めることはできないのでしょうか。

○議長（筈 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 看板設置というか、この土砂災害の危険箇所については、居住されておる民家を中心に調査をしとんで、それはある程度ホームページなどで確認していただくなどなりしなんでしょうがないなと思います。ほんで、看板設置とかというのは、例えば大きいエリアの地すべり地区とかというふうな、それから大きく急傾斜地区、そのためにいろいろ事業もしよんですけども、そのあたりで指定をしておるところについては看板がございしますが、この土砂災害危険箇所についての個々については、ちょっと数が多過ぎてなかなか設置というんは難しいかなと思います。ですから、ホームページなどで確認をしていただきたいなというふうなことで、それとイエローゾーン、レッドゾーンについての指定については、各地区回らせていただいて住民説明会を開いておりますので、そのあたりでご理解していただきたいなと思っております。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 住民説明会もありましたが、皆さん高齢化しているので、また跡継ぎさんとかに伝えることが困難な場合もあるかと思えます。それからまたホームページで見てくださいということですが、ホームページを見れる方は少ないということの答弁も聞いておりますので、どんなふうにしたら私たちが非常に正しい情報が入るのか、不安に思うわけです。平時に、ここが危険っていうことは地域住民でしつかりと回らないかんということなんではなかろうか。きっとそういうことと思うんですが、それでは今回の九州の豪雨災害後に町内の危険区域をパトロールしたのかどうか、また危険と思われる場所等はあったのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 九州の災害以降の巡回ということでございますが、徳島県におきましては6月を土砂災害防止月間と定めております。これに基づいて、県及び市町村、警察、消防団等において、危険箇所点検というのは毎年度行っております。ほんで、これにつきましては今年度も6月19日に町内6カ所、全部ではないんですけれども、6カ所を巡回して点検をいたしております。それ以外の九州の豪雨後ということでは、特には巡回はいたしておりません。その結果といたしまして、6月19日の結果といたしましては、地元の方の管理等が非常によくできているっていうふうな部分がほぼ多くございました。そのために、目視での確認はしやすいなあというふうなところはあったぐらいでございます。特に危険が広がっているというところの情報はありませんでした。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 6月に毎年行っているということで、豪雨災害後にはパトロールしなかった。そしてまた、住民からの通告もなかったということですよ。

それでは、水害での被害想定など、検討や対策をされているとは思いますが、想像の上に行く想定外の自体が起きると考え、被害想定を見直して今後の対策に備えるべきと考えます。大雨による詰まりの発生の原因となる水路のごみや土砂の詰まりの清掃を常に気にかけて、一斉清掃とか水路管理の役でも実施しておりますが、浸水被害が増加している要因の一つが農地の減少で保水能力が低下していると考えております。大雨のとき、いつもあふれる用水路など、改良を早くすべきではないかと思っております。もちろん財政の問題がありますから、すぐに解決できることではないと思いますが、そのことは私も十分理解をしております。しかし、住民の生命と財産を守るということは、町に課せられた最大の使命です。想定している危険箇所があるなら、町がリーダーシップをとって国、県などと協力しながら改良していくために十分検討し、整備をしていただきたいと思っております。計画や対策はありますか。担当課に聞いたほうがいいですか、町長に聞きましょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 危険箇所の把握云々でございますが、町といたしましては平成28年3月に勝浦町洪水防災マップというふうなものを作成をいたしております。

ます。この中に、土砂災害、洪水、水害、浸水地域というふうなものを掲載をいたしております。その解消に向けてでございますが、議員おっしゃるように予算面、いろいろな問題点もあり、全部を一気にすることはできかねるのかなというふうには思っております。そちらにつきましては、先ほど建設課長からも申し上げたように、順次改善をしていくというふうな格好で毎年度進めているような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ハザードマップでしっかりと情報を私たちも知っておかなければならないということではあったかと思えます。

職員や住民の避難の意識を高める事前の備えが必要ではないかと思えます。勝浦町は、川や谷が多く、孤立しやすい地形であり、災害時には率先して対応すべき職員が町外から来られず、体制の充実は図れるのか。パワー不足になるのではと住民は強い不安を感じております。担当者は、ことしは町内在住の職員となり、よかったとは思っておりますが、やるしかないので教育や訓練しかないと考えておりますが、人材育成やパワー不足をどのように補うのか、対策はあるのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員ご指摘のとおり、災害が起きた場合、町の職員といたしましては、多分半数を切るような状況での対応になろうかというふうには考えております。これらも踏まえて職員のほうにおきましては、災害対策の訓練等を毎年度やりながらすぐに対応できるような対応をとってきているところではございます。あと人におきましては、先ほど議員からも申し出ていただいたとおり、不足してくることは十分に考えられます。このために、町といたしましては自主防災組織、消防団はもとよりでございますが、自主防災組織の育成、それに近年は防災士の養成、そしてまた防災士になられた方が防災士会を組織していただいて、最近も啓発活動等を積極的に行っていただいているようなところでございます。そういうふうな住民の方協働というふうな格好になろうかとは思いますが、そちらのほうで自助、共助も含めた中で皆さんの意識を上げていただいて、町はそれのバックアップも十分していきながら、自分たちの命を自分たちで守れる、一時的には守れるというふうな意識の醸成をしていくような広報活動、啓発活動を今後は特に取り組んでいく必要が

あろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） やはり厳しい職員の半分対応ということで、私たち住民の活用をしっかりと、これから活用できるようにバックアップしていただきたいと思いますが、避難誘導等のかなめとなるのは警察であったり消防団、自主防災組織、それから防災士会、区長、民生委員、婦人会等、主な対象として率先するリーダーとして、また各団体との連携をとるためにもそれぞれで行っている活動を職員も含め一堂に集め総合訓練をしていく必要があるのではと考えておりますが、平時の準備は訓練しかないのですから、この防災力の向上を目指した訓練をすべきと考えますが、課長はどのようなお考えがありますか。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 平時ではございませんので、全ての方々のお力をかりる必要があろうかとは考えております。ただ、今現在、今申されたような婦人会等々の団体も踏まえた中での情報交換、情報共有ってところまでは進んでいないのが現状ではございます。ただ、地震もしかり大雨もしかりでございます。今後、そこらのほうも考えながら、皆さんの団体の協力を得られるのかどうか、そこらも相談をしながら進めていくような格好で努力はさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） やはりそれぞれの団体が、顔が見える状態で意見交換をしたり訓練をしないと、異常時には手をつないで結束したことができないと思うので、しっかりと総合訓練ができるように今後計画していただきたいと思っています。

次に、先ほどから正しい情報を周知するってということですが、情報はどのように確認すればよいのか。また、災害危機情報を住民にどのように伝えるのか、お聞きします。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 実際の発災時につきましては、防災無線、あと町のホームページ、ライブカメラとかエリアメール、あとテレビ徳島のデータ放送、災害

時の情報共有システムによる四国放送のJアラートとかすだちくんメールとか、そういうふうなもので情報を受け取っていただくようなことになろうかと思えます。それ以外の道路の通行制限、雨量等につきましては、県の防災情報管理システムとかで皆さんでも確認できるようなところはございます。緊急時につきましては、それに加えて消防団の巡回による周知とかも災害が大きくなる可能性があった場合にはそちらも利用しながらというふうなことにはなろうかと思えます。

あと平時につきましては、先ほどから申してますように、広報、事前の認識、意識の向上というのが必要かと思っておりますので、そこら辺は広報紙またホームページ上でのよりよいわかりやすい情報、啓発を進めたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 災害時には、刻々と状況が変わる中に私たちが安全確保のために必要なのが、今町内がどのようになっているのかという詳細な情報です。特に、具体的な情報が欲しいと思っています。防災対策本部が設置されたこととか、どここの道が通れなくなっていることや床上浸水が発生していることなど、リアルタイムに知らせる必要があるのではと考えますが、本当に県の防災管理のホームページで町のこさいな道が通れないとかという情報が得られるのでしょうか。テレビやラジオに頼るのでは、大きな情報しかないと思うんで、刻々とした情報が変わる変化を消防団に頼るしかないのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） いろいろな想定が出てこようかと思えます。電気が正常に使われる場合、そうでない場合等々、いろいろはあるとは思いますが。

電気が通っているような状況の場合につきましては、テレビ、ホームページ等々の利用になろうかと思えます。こちらのほうで、先ほど申されましたような詳細な情報が流れているのかというと、なかなかそこまで対応し切れていないのが現状でないかと思えます。そこらは、できる範囲で流せるような方法を考えてまいりたいと思っております。ただ、災害が大きくなった場合に、電気も来ないというふうになった場合には、最終的には避難所と消防団との防災無線による連携、そこらが最後の情報源になろうかと思えます。こちらから流す分につきましては、防災無線の固定局からの

放送で流すようなことができようかと思えますけども、台風等によりますとなかなか外の避難所で聞こえない場合等もあるというふうなことも聞いてはおります。そこらも改善するような方策は必要でなからうかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（鄒 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 詳細な対応はこれから考えていくということだったんですが、これは通告にもないんですが、きのう朝事故があったんですね。生比奈方面で渋滞が発生しました。災害ではありませんが、朝の出勤時間帯でもあり、すぐに渋滞になったのではと思いますが、それ以上の渋滞を回避するためにも一斉放送で注意を促すべきではなかったのでしょうか。町には、情報が入らなかったのでしょうか。出勤途中の職員もたくさんいたと思います。時間も長かったので、情報をいち早く知らせることで不安の解消にもつながったのではないかと考えますが、何が起きているのかわからないのがとても不安だったと思います。遅刻の連絡も事故かもしか言いようがなかったと言っていた方もおられました。事故であれば、当事者の救急や安全はもとよりですが、移動中の方は何が起きているのか、先の見通しがいいことのない不安が考えられます。一斉放送で注意を促すことはできなかったのでしょうか。通告しておりませんが、今後もこんな同じような状況が起こった場合、どうするのか聞いておきたいと思います。

○議長（鄒 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 先日の事故については、町の職員も町外というか、下のほうから来られている方もおまして、かなり時間のかかったような状況であるということは存じ上げております。防災無線でできないかというふうなことでございますが、基本的に防災無線の放送時間というのは放送法によって定められております。それを交通事故の渋滞を緊急放送とするのかどうか、そこらの話も若干あるかなとは思いますが、そこらをクリアした上で放送するというような判断もありますし、国道であれば携帯等で渋滞情報を流しているようなところもございます。そこらも考えながらの何かいい方法があればというふうなことになろうかと思えます。今の段階で、すぐにできますよと、時間帯もございますので、そこらのことはちょっと検討するというか、時間をいただかないとすぐにお返事はできないかと思えます。

○議長（笹 公一君） いや、防災無線でなくして、町内に放送でできないかなという、渋滞しとるとかということ。

○企画総務課長（山田 徹君） 防災無線自体が、放送法に基づいてこの時間帯に平常時の放送っていうのは決まった時間しかできんのですよ。

○議長（笹 公一君） いやいや、普通の放送あるやろう。

○企画総務課長（山田 徹君） これです。

○議長（笹 公一君） 町内放送，農協がしよんとか。

○企画総務課長（山田 徹君） そうです。ほんで、それが緊急事態かどうかっていう判断によって緊急放送はできるということはあるんですけども、それに該当するかどうかの判断をちょっとすぐにこの場でお返事することは難しいかなと。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） やっぱり、行政は行政中心なんかなあって、ちょっと不安を感じましたが、住民が中心なんで、住民が困っているのはやっぱり正しい情報を伝えるっていうことが必要なので、近かったんですね。役場から。誰かが情報を流すっていうことは、職員ができたんでもないかと思うんで、迅速にそんなふうな行動がとれるような職員の人材育成にも努めてほしいと思います。今後、こんなことが起こらないことが一番望ましいんですが、毎年のように、先ほども6月は土砂災害防止月間と言われましたが、この水害の意識を高める工夫をしなければならないと考えておりますが、梅雨時期でもあり、5月、6月、7月の広報を見ても啓発は広報には掲載されておりました。水防対策、本当に心配しております。大丈夫なんでしょうか。梅雨は明けましたが、これから台風の時期でもあります。避難準備情報とか指示、勧告、特別警報、特別警戒区域など、知識がなければ呼びかけても行動に移すことはできませんので、正しい知識を必要な時期に何度も繰り返して情報を提供してください。どのように今後啓発されますか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員ご指摘のように、梅雨時期、大雨の時期に向いての5月、6月、7月について、広報紙等での広報ができていないということはお指摘をいただいたとおりであろうかと思っております。これらの反省をもとに、そういうふうな時期以外にも踏まえてですけども周知啓発等に努めてまいりたいと考えております。



す。申しわけございません。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） しっかりと啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、勝浦病院のことでお聞ひしますが、災害時の病院の受け入れ態勢は整っているのか、防災マニュアルで訓練が行われているのか、お聞ひします。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 勝浦病院の災害時の受け入れ態勢、また防災マニュアルが整っているのかどうかというご質問かと思ひます。

まず、勝浦病院では国民健康保険勝浦病院洪水時等避難確保計画につきまして、昨年度策定して、この4月から運用ということになっております。計画自体は、洪水時の防災マニュアルについてはできているというふうな答弁でよろしいかなと思ひます。ただ、計画自体は病院の利用者及び職員など、病院を利用する全ての者に適用するというふうにしておりまして、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を目的としております。洪水時に、病院内にいる全ての者に対する計画となっていることから、洪水時の受け入れの態勢については計画の中には入っていないというふうなことになるかと思ひます。

訓練につきましてですけれども、この4月からの運用ということもありまして、本年度の訓練について現在計画中でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） これから初めて防災マニュアルで訓練するんですか。毎年の訓練は、今までなかったということですか。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 訓練につきましては、勝浦病院毎年2回の、特に消防に関する訓練、病院内での火災を想定して訓練というのは行っております。毎年訓練は行っておるんですけれども、洪水に関してということに関しましては、現在訓練をしておりませんので、ことし洪水時の避難確保計画を策定したということで、本年度から訓練を開始したいということで計画中ということでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 洪水時には、受け入れ態勢はないということですね。受け入れできないので。それで、水害の訓練はことしからということですが、先ほども言われておりましたが、今後は地域住民との合同訓練も必要ではと思っています。患者や家族の方にも迅速な避難態勢がとれるよう、多くの方々が避難訓練に参加することで主体的に行動できるようになるので、合同訓練は地域の住民の方も踏まえて必要かと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 濟いませぬ、合同訓練等は必要でないかということだろうと思います。はっきりした年度は記憶に残ってないんですけども、一昨年だったかと思います。喜楽苑さん、また棚野の地区の住民の方と一緒に勝浦病院の職員に関しても合同訓練を行った経過はあろうかと思います。いろんな機会を通じまして、そういう合同訓練も必要になってくるのかなと思いますので、今後勝浦病院だけでは計画できませんので、それぞれの周辺の方、周辺の組織の方と協議をしながら、可能であれば訓練も計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 次に、災害看護が実際に勝浦病院で行うことができるのかということをお聞きしたいと思います。

看護の専門職として、実際に災害が起きれば被災地となります。災害支援者として有効に機能できる能力を発揮しなければなりません。東日本大震災をきっかけに、災害支援ナースの数は4,803人からおよそ7,000人に増加しました。災害支援ナースになるには、都道府県の看護協会などが主催する一定の研修を受け、登録を行うことが必要です。毎年フォローアップ研修や派遣された方から直接体験発表もあり、身が引き締まる思いがしております。私も25年に登録しておりますが、いつ起こるかわからないのが災害ですので、実際に経験を積まないと机上だけの体制づくりは不可能と考えますので、ぜひ勝浦病院からも災害支援ナースの研修を受けてほしいと思っております。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 災害支援ナースに勝浦病院のナースも登録してはどうかというご提案かと思えます。

災害支援ナースにつきましては、徳島県では徳島県観光協会さんのほうで災害支援対応マニュアルというものが作成されております。その中で、毎年災害支援ナースの養成研修というものを行っておりまして、これは協会の会員さん向けだろうとは思いますが、勝浦病院にも会員おありまして、本年度につきましては2名の養成研修への参加というふうに報告を受けております。今のところ登録はございませんが、今後そういった方向に進めていくのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） うれしい報告を受けましたが、昨年の熊本地震の際には熊本県、市からの要請によって、延べ1,961名の災害支援ナースが32カ所の避難所に派遣されました。私の知人も被災されたナースが休めるように夜勤の支援をしたと聞いております。研修にナースが参加するということで、災害看護体制の充実に今後期待しております。

次に、救急救命士導入の効果を山田企画総務課長にお聞きします。

まだ数カ月しかたっておりませんが、救急活動の現状やどんな声が聞かれているのか、お聞きします。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 救急救命士導入の効果はということであるかと思えます。

現状でございますけれども、平成29年6月末までの搬送者数が72名、前年度同期が49名となっております。そして、軽傷と判断された者等が31名のような格好でございます。

あと意見といたしましては、運んでいただけるときに専門家がついてくれるということの安心感があるというふうな評価のお答えもございます反面、前段といたしまして状況、対応を確認するためにどうしても時間がかかると、そのことに対してすぐに運んでくれたらいいのになというふうな声もございます。そちらのほうのお声に対しましては、ちょっと説明が若干足りないような部分があったのかなあというふうなこ

との反省はいたしております。そちらのほうについては、やっぱりより病院に行ったときの早い素早い対応、そういうふうなことをできるがために事前の情報把握というのは非常に大事なのだよというようなお話は救命士のほうからもしていただくような格好で、改善できるようにお願いをいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 病院との連携体制というところで質問しようと思ったのですが、十分な説明が必要だった。より情報を早く収集して伝達することで早い救急態勢に病院側が入れるということを、もっと住民の皆様にも周知が必要かと思えます。

それで、今回救急救命士が乗務してくれて、限られてはおりますが医療行為が行えるようになったので、救急車と呼んでもよいのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に、内容的には救急車に限りなく近いような活動がなされているのかなあというふうには考えております。ただ、救急車というのは消防法に定められたものでございます。消防法に定められた救急車とするためには、消防本部が設置が必要であって、そこから指定するというふうなことになります。ですので、感覚としては救急車にかなり近いものでございますけれども、やっぱりさび分けをする必要性があるので、今までどおりのどうしても呼び名になってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 民間の病院でも自分のとこで持っているのは救急車と呼んでいるんで、呼んでもいいかなとは思いますが、それでは勝浦病院とかほかの病院との救急救命士の連携体制とか会議とかはなされているのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 連携体制ということでございますが、勝浦病院とは毎月1回、定期的に救急搬送の症例の事後検証会議を開催いたしております。また、他の病院とは事後検証の勉強会ということで、これは不定期ではございますけれど

も、こちらのほうも勉強会に参加させていただいて、よりよい体制、的確な対応についての検証、勉強をしているというところでございます。まだまだ始まって3カ月そこそこですので、こちらのほうの研究、勉強によりまして、かなりレベル的なものも上がっていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 定期的な会とか勉強会に参加しているということで、救命士による町民の講習会がすごくレベルの高い講習会を受けておりますが、現状はどうなっていますか。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 講習会の現状でございますが、7月20日現在で6回程度の講習会を行っております。参加者数については137人が参加されているというふうなことで聞いております。内容につきましては、応急処置、AEDの講習などをやっているようでございます。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 勝浦支部の防災士会も毎月研修しております。昨夜も研修していたんですが、坂本のふれあいでも職員の皆さんが訓練をしたと聞きました。私たちのグループも地域の方に寄り添いたいといって、現役から遠ざかったナースたちの仲間なんですけど、いざといったときには住民の力を結集して支援が行えるようにと、先日救命士4名が来てくれて講習会を開催いたしました。人形を使っての実際の心肺蘇生のための胸骨圧迫とか人工呼吸、AEDの実践から救急車到達まで、一生懸命行動できるよう訓練しております。今後も訓練を積み重ねていくことが約束されております。1人では何もできないので、一緒に助けようとする人たちがいれば勇気も出ております。住民は、たった数カ月で137人が講習を受けております。

そこで、お聞きしますが、役場職員は心肺蘇生法を習得されているのでしょうか。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 役場の職員としての研修等であろうかと思えます。

最近につきまして、役場で心肺蘇生等の講習会を行った経過はございません。勝浦

病院では、昨年度、市民病院の専門看護師を講師としての心肺蘇生術等のAEDを使った蘇生術等の講習をやっているのが、最近しているようなものでございます。ただ、役場の職員もいろんな団体、PTA等も踏まえましていろんな団体に加入している、参加しているようなところもございます。そういうような講習会で講習を受けた経緯は何人かあるかとは思いますが。ただ、職員としての講習会はできておりませんので、そちらのほうもいつどのようなことがあるかわからないというふうな対応も踏まえますと、考えていく必要はあると考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ガイドラインも変更された部分もあります。議会も防災特別委員会で講習を受ける考えでおります。ぜひ勇気を持って救命活動が率先できるように、職員はしっかりと訓練してほしいと思います。早く計画を立ててほしいと思います。

それでは次に、AEDの設置場所に不備はないのか、またバッテリーの更新はできているのか、今後の計画があるのであればお聞かせください。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） AEDの設置についてのご質問かと思えます。

AEDにつきましては、大体7年から10年ぐらい前から町内でもかなりの数が設置をしてきたようなところでございます。ただ、町内でどこ、公共機関以外での設置等もございます。こちらのほうは、救命士の業務委託の中で配置の状況を確認するというふうなことを委託の中に一緒にはめてございます。そちらのほうの結果が出てまいってから、配置についてももう一度検討をし直す必要があろうかと思えます。

それと、AEDにつきましては、大体耐用年数が7年ぐらいというふうなものが多いようでございます。ちょうど、それがここ数年耐用年数が過ぎて買いかえの時期が来ているものも出てきているように思います。こちらのほうもあわせまして、配置の数とあわせまして検討をしたいと考えております。その場合には、どうしても費用がかなりかかるようなものでございます。こちらは、議会の皆様のご理解もいただきながらでなければなかなかできないようなものになってこようかと思えます。そのときには、またご相談をさせていただきまして進めるようなことになろうかと思えます。

ので、よろしくお願いたします。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 維持管理も重要課題だということは理解できましたが、AEDは小学生でも使えると聞いております。とりに行くことも可能です。設置場所は、住民として知っておくべきですので、ホームページが設置場所を設置しておりますが、やっぱり掲示板でも張ったらどうでしょうか。救急車の到達は、平均で8.6分かかります。5分で脳が酸欠状態になると命にかかわることもあります。救急車を待っておれません。救急車が一番着くのが遠い地域にAEDの設置はありますか。そんなことも考えながら、平時に訓練して見直していくことも大事かもしれません。しっかりと維持管理も重要ですが、設置場所も見直してください。

次に、最後の質問枠に入りますが、魅力ある充実した情報発信をすべきと、この質問は幾度となく行ってまいりました。情報発信をすべきといつも答弁されるのに、いまだにホームページでは欲しい情報がありません。

副町長にお聞きします。

町の広報は情報が満載しておりますが、ホームページには提供されていません。サービスの更新など、ほぼされていない。なぜかと聞きたいです。ホームページには、広報につながるということはできますが、なかなかすぐに新着情報としてサービスの提供を提示しているページが見つけにくいということ。いつも副町長も前も答えてくれたと思うんですが、見直す気持ちはありますか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 改めておはようございます。

今、美馬議員さんのほうから広報に関するお褒めの言葉とホームページに関するお叱りということで両方いただきました。

お話にございましたように、7月号であれば広報かつうら、表紙を入れて22ページにわたりまして、各課からお知らせしたい情報などを事細かく記載したものを各家庭にお配りしたところでございます。こういったこともございまして、ホームページのほうには、この広報を画像データとして今掲載をしているというのが現状でございます。こういったことで、現状としまして各課の新着情報等々に同じ記事が載っていないということも多々ございまして、ただ近年におきましては、若い方を中心にインタ

ーネット等での情報の入手というのが主体となってきたケースもございます。今後、改めてホームページから迅速かつ手軽に情報を入手できるような形に努めてまいりたいと思っております。情報は鮮度が命でございますので、記事の更新に努めてまいるように、先般先週末の課長会議でも改めて私のほうからも各課にお願いいたしました。新着情報等を載せることで、検索等の手段、利便性の向上もありますので、こういったところは使い勝手のよいホームページを目指して今後も進めてまいりたいと思っておりますので、改めてご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 今の情報では、何のために、誰のためにホームページを立ち上げたのか、誰のためのホームページなのかお答え願えますか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 改めて申すべくもなく、町民の皆様方のためのホームページでございます。皆様方に、さまざまな行政情報ですとかサービス内容をお伝えする重要なツールでございますと認識しておりますので、繰り返しになりますが、迅速かつ的確な情報をお伝えできるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 見る人が使いやすいようにするにはどのようにすればいいのですか。きょうは、ここWi-Fi環境が整ってないので、ホームページでここでお知らせしたらわかりやすいと思うんですが、せめて庁舎内は早くWi-Fi環境を整えていただきたいと思っておるんですが、ネット環境が整っていれば、どこからでも検索できるので、本気で勝浦町が魅力のある町で移住者に来てほしいと思っているのか。私が知る限り、6年間トップページの写真は同じです。やっとこの間、横瀬の宅地のポスターが更新されたぐらいです。町民が知りたい情報は何か、役に立つ、活用できる情報を最新のものにしていくことが大事なことでないでしょうか。町民ニーズに応えるためにはどうしたらいいのか、お答えください。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） トップページ、写真等につきましては、今議員からお話が



あったとおりで、最近につきましては町からの広報ということもございまして、写真等については新たな取り組みをさせていただきました。また、順々に写真なども数秒ごとに入れかわっていることとは思いますが、そういったものにつきましても魅力のあるものにしていきたいと思っております。町民の皆様が、どんな情報を欲しているか、あくまでもこれはもう今現状として十分なニーズ把握ができていないというのが現実でございます。こういったことを踏まえまして、今後広報とかホームページ、ホームページに限らず広報のほうも含めてですが、ホームページ上でこういった情報媒体についてのどのような情報を欲しているか、マーケット・インの思想も入れまして、意見募集を行うなどで情報収集しまして、より住民の皆様方が必要としている、欲しいというような情報を掲載できていけるように、またホームページにつきましてはこれからの改正というか、改訂、修正、それからよりよいものにとということで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） いまだにホームページの住民に対するニーズの認識把握ができていない。こんなつらい答弁はとても残念でございます。皆さん、ポータルサイトを見ておりますか。この間、イベント情報はそこで見てくださいと言われてましたが、定期イベントのみ、月に1回のイベントのみです。さくら祭りがあるんだったらさくら祭り、2月はビッグひな祭り、それだけです。ひどい状況がトップページのイベントカレンダーです。情報がありません。情報がないなら、トップページから外せばどうですか。恥ずかしくありませんか。これだけの毎日のようにイベントをしているの勝浦町しかないと思っておりますが、町長の動きも2月のビッグひな祭りからアップされていません。ご存じですか。町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員からも議会開会の質問の事項の中でご指摘いただいております。それに十分応えてないというのが現状でございます。町民の皆さん方からも情報が、やることはやっておってもなかなか情報の伝達が下手だと、難しいというようなご指摘も受けております。私の町長の動きにつきましても、2月のひな祭りのときのみかんを配ったときから更新をされていないということで、言いわけでもご

ざいせんけども、変えたりしたらどんどん変えていけるんですけども、一旦とまると何かそのままになるというようなことで、これはこの場で話しする話ではないんですけども、しっかりと私の動きも町長の動きの中で捉えていきたいと思っておりますので、先ほど副町長からも答弁させていただきましたように、常に住民の目線に立った情報提供をしていかなければという思いでおります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ホームページを更新するとかというのは、業務の一部と違うんですか。その認識がないって、今判断してとても残念ですが、そのためかどうか、今回もイベントが重なっております。「この世界の片隅に」人権のアニメ映画です。8月19日土曜日、防災フェスティバル、喜楽で遊ぼう。同じ日、同じ時間帯で行うようになっております。町長は、防災フェスティバルでは、町は講演もしておりますし、町長も挨拶するようになっております。人権も会長ではないでしょうか。どちらが先に決まったのかは聞きませんが、住民は参加したくてもどちらかに行くことしかできません。とても残念です。情報共有は、どこができていますか。こんなイベント情報をホームページで早目早目に入力しておけば、どちらかが誰かが気づくはずですよ。誰かコメントもらってもいいですか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今、行事の重複とかそういった問題を聞きまして、ホームページの管理、それから役場内の横の連携といった、そういう大きな話になろうかと思えます。

実は、昨年度も2月ぐらいに男女共同化、そういったイベントが重なった件があったと思います。これもひとえに理事者側の横の連携が伴っていなかったということでおわび申し上げる次第でございます。そういった形で、定期的に課長会とか月2回定期的にやっているわけでございますが、そういったところでの情報共有を徹底いたしまして、今後そういったことがないように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 情報共有が徹底されていないということで理解していいんでしょうかね。新しい仕事をふやすというわけではないんです。もっと外部リンクを活用すべきと私は思います。知りたい情報への誘導とか検索をわかりやすいデザインにすれば、きっと活用されやすくなります。今は、熱中症対策やマダニ対策が叫ばれておりますが、言わなければ一斉放送や広報はしてくれません。住民の皆さんの健康のためにも、水分チェックやクーラーなどの使用を促してください。本当に、これは助かっている声をたくさん聞くことができました。マダニは体に危険を及ぼすので、対策を町民の皆さんにしっかりと訴えてください。環境省や気象庁で熱中症、環境保健マニュアル、熱中症から身を守るために、国立感染症研究所、マダニ対策、今できること、そんなとこにリンクすれば、すぐ情報が察知できるわけです。災害では、気象庁の特別警報とか土砂災害警戒情報とか、メッシュ情報とか、政府広報オンラインの水防、土砂災害予防などの外部にリンクすればできるようになるはずなんです。そんなことは技能の問題ではないと思うんです。やる気があったらすぐにできる、張りつけたらできることですから、そんなことはできませんか。もう公的なリンクに情報をリンクするんで、安全だと思います。新しい情報を書き込めとは言っておけません。利用できるものは利用すべきだと思いますし、他の市町村では行っています。ぜひ活用できるように更新してください。副町長、これは可能でしょうか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） まさしく議員のおっしゃるとおりです。私もこの7月から住民課長の兼務と言うことで拝命いたしました。先ほどの町長の動きも、昨年度は私自身も気をつけるようにして頻繁に更新を担当の者に申しつけてまして、ある程度はできてたんですが、ことしちょっと油断してたところもありまして、今回の質問もいただきましたという経緯もございまして、反省に立って、4月以降も何ぼかは足させていただきました。今のリンクの話も、早速ではございますが、おくれればせながらではございますけども、県のホームページとか県内市町村のホームページ、それから気象庁、それから既にホームページを持っているK-F r i e n d sさん、こういったところにつきましては早速指示をいたしまして、リンクを張らせていただきました。ただ、リンクにつきましては市町のホームページ運営要領で、いろいろ原則的に、今議員からもお話しした官公庁ほか、制限的な形で列挙しておりますが、その中でも可能

な限り、リンクを張れるものにつきましては張って、情報提供に努めてまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） トップページは、町の玄関であるという認識が余りにもなさ過ぎて残念でございますが、先ほどトップページで保育園とかK-F r i e n d sにつながるようになったと言いますが、定住促進サイトで子育てサークルはぐくみクラブにつながります。各保育園は、ポータルサイトカツ・ユー・ライフの勝浦町フェイスブックを開くとつながります。K-F r i e n d sや地域活性化協議会などにも、そのポータルサイトからつながります。何を言っているのか、皆さんわかりますか。検索がばらばらです。なぜ、こんなにも不便な情報発信をするのか。新しい情報を更新してくれていることは評価しますが、移住者募集しているのに、こんなばらばらな情報提供の方法でよいのか、疑問に思います。定住促進サイト、ポータルサイトはリンク先ですが、本当にあれがわかりやすいと思いますが、思っていますか。私とても不安なんです。そこを開けてくれたら、本当に魅力ある勝浦町の町を情報発信しておりますが、本当に情報がばらばらです。利用している住民の皆さんは、フェイスブックやL I N Eでつながっておりますが、支援やサービスを調べることはとても不便です。トップクラスの子育てサポートとあります。しかし、サポートについては役場にお問い合わせをと書いてあり、詳しい内容はありません。

勝浦町は、妊娠から出産、育児に関する情報が少な過ぎます。保健師さんは、すごく活動してくれておるんですが、福祉課に出向いていたり、検診時に説明してくれたりしておりますが、若者はスマホを活用しているのですから、見てわかる情報発信を望んでいます。いろんな町で制作しているような子育てガイドブック、ここにも海陽町とか那賀町、鳴門市がこんなふうな分、各市町村で冊子を発行しておりますが、発行する予算がないのであればホームページで情報発信すれば若者は活用すると思いますが、岡本福祉課長はどうお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議員のご質問のありました子育てガイドブックでございますが、残念ながら勝浦町においては現在作成ができておりません。そういうことでありまして、先ほど示していただきましたとおり、県内の作成している市町村の子育

てガイドブックを参考に、本町においてもガイドブックを今後作成していきたいと考えております。

また、ご意見のありました若い保護者の皆様には、印刷して配布するよりも町ホームページで公開をしてダウンロードもできる方法で行うほうが便利と考えております。ご質問にありますように、子育てに関する情報を発信していくことで、若年層の方々に勝浦町に住み続けたい町、住みたい町とっていただけるように取り組みたいと考えております。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ありがとうございます。ダウンロードして情報発信できるガイドブックができるということで、早く取りかかってほしいと期待しております。

ことしの乳児健康診査の年間計画は、ホームページに新着情報でわかりやすく1ページでわかるんですが、暮らしをクリックして、子育てをクリックしなければ情報は見えません。子育てのことなので、岡本福祉課長にもう一度お聞きしますが、子育ての情報を全て網羅したカテゴリーは何ですか。暮らしですか、教育ですか、ライフイベントの子育てには、乳児健診とありますが、ことしの年間計画はそこでは見えません。自分の提供している福祉課のサービスが、わかりやすくホームページにアップされているのか、ホームページをチェックしていますか。業務の一部ではないのでしょうか。

○議長（節 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議員のご指摘にありましたとおり、子育てに関しましては福祉課の担当している業務、それから教育委員会の担当している業務等がございますので、複数の課にまたがっておりますので、どのカテゴリーに入れて情報発信するかということ、今現在は分かれておりますけれども、今回子育てガイドブックを整備するに当たりまして、そのガイドブックとあわせて子育て部門のカテゴリーを新設して、情報発信するかということもあわせて今後検討していきたいと考えてたいと思います。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 全てを役場職員とは思っておりません。できる人に依頼する

とか、地域おこし協力隊の中には本当に詳しい人がおいでと聞きますので、知りたい情報への誘導、検索をわかりやすいデザインにできませんか。何度も聞きますが、ホームページ担当者は誰ですか。何課ですか。

○議長（籾 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） ホームページの総括的な担当は、所管は住民課でございます。ただ、今後迅速な情報を提供していくためには、発生源入力というような手法も非常に有効でございます。いわゆるそれぞれの担当課がございますので。ただ、それで行くと運用をきちっと整えておかなければ、まちまちな、逆に複雑でわかりにくいホームページになったりもございますので、こういったところを統一的な形で運用できるように、住民課が中心になって各課にご協力をいただきながら、それから今般インターネット環境のセキュリティーを上げたということもありまして、また若干ホームページの作成であるとか、ウェブの環境の変化に若干の変化が起きているということもございますので、この機会を捉えましてホームページ作成につきまして職員研修なども行いまして情報の作成、またその更新につきまして学ぶ機会を設けたいと思っております。統一的にわかりやすい情報を載せれるように、全庁的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（籾 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 町長に、最後の質問を3つしたいと思います。

1つ目は、ホームページについてです。

少子化対策として、母子保健や子育て支援に関するさまざまな事業が実施されております。しかし、先ほども担当課長がおっしゃっていましたが、担当課ごとや事業ごとの紹介記事がほとんどで、利用者側からの視点から見れば、今自分自身や子供の状態がどうなのか、どのサービスを受けるべきなのか、非常にわかりにくい現状にあります。そこで、妊娠、出産から子育て時期に至る間の一連の行政サービスが具体的にわかる子育てガイドブックをネット配信をすると課長が強く答弁していただいたので、今までの質問を通して、これは必要な政策だと思っておりますので、しっかりと後押しをしてくれるか。

それから2つ目、災害発生時のボランティアの方は、まず現地のホームページを見

てどんな町なのか確認します。次に、防災ボランティアの開設があるのかを確認します。ホームページの情報は重要です。社協が、ボランティア開設の役割があるので、ホームページは必要かと思います。社協にリンクできるようにホームページの開設や町のホームページを見直す指示を出す気持ちがおありですか。

最後に、我が町は水防対策が重要と考えますが、きょうの新聞にも8月中旬にゲリラ豪雨が多発するおそれがあると発表されておりました。空の変化に注意してほしいと呼びかけております。転入者の方には、避難所やAEDの設置場所やハザードマップの説明がなされているのでしょうか。住民の安全管理はできていますか。住民の安全を守るためになすべきことはたくさんあると思いますが、本当に水防対策は大丈夫なのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員からもいろいろな提案といたしますか、ご意見をいただきました。それを十分それぞれ担当課が聞いておりますので整理しながら、どれも必要なところでございます。

特に、3点目の水防関係、特に過去だったらゲリラ豪雨と言っていたのが、ゲリラやという言葉でなしに、もう即対応しなければなかなか間に合わないようなことになっておりますんで、そうした時代の要請といたしますか、流れに合ったような体制づくりもこれからは必要でないかというようなことも認識しておりますので、いろいろご指摘いただきましたことを十分検討させていただきまして、早期に対応できるものはやっていくというようなことで考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（笹 公一君） 個別に答えたほうが、1、2、3と。

○3番（美馬友子君） 時間がないんで。

○議長（笹 公一君） いや、まだいけます。

○町長（中田丑五郎君） 1番目のホームページについては、非常にわかりやすいものというようなことでございます。当然なご指摘いろいろいただきましたので、この点についてもやっていきたいと。

私が申し上げたいのは、いずれにいたしましても議員が日ごろ感じておられること、また一般質問の中でも出てきた内容でございますので、災害発生時の防災面のこ

と、そしてまた3点目の水害等につきましても、それぞれ専門的なところもござい  
ますので、対等していきたいという答弁でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ちょっと、延長の許可をいただいたので1つだけ。

○議長（笹 公一君） いや、まだいける。

○3番（美馬友子君） いけますか。社協のホームページの開設を指示するとか、町  
のホームページを見直すことを指示するっていう気持ち、強い気持ちがありますかっ  
ていうところと、本当に水防対策は大丈夫なのか、お答えください。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） ホームページにつきましては、可能なところでございます  
が、水防体制が完璧なかと言われると、それに向かっているいろいろ対応もしておりま  
す。十分なものもないこともありますけども、住民の皆様方の安全・安心を守ると  
いう観点から一生懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 私は、何度も幾度もホームページの更新をと言っておしまし  
たが、トップページ6年間変わりませんでした。今の町長の答弁で、本当にすばらし  
い勝浦町の町が玄関として情報発信ができるのか、ちょっと不安ではございますが、  
しっかりと後押しをしてほしいと思います。

住民の危機意識を上げていくのも、町長、リーダーの務めと思っております。9月  
には防災訓練があります。地域の人も集まって、顔見知りの方がたくさんふえて、い  
つでも助け合いができるようになるために、訓練にはたくさんの人や子供たちに参加  
してほしいと願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笹 公一君） 以上で3番議員美馬友子君の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。



1 番仙才守君の一般質問を許可します。

仙才守君。

○1 番（仙才 守君） それでは、1 番議員の仙才でございます。議長より許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めたいと思います。よろしく願いをいたします。

今回は、光ケーブル関係、それから土砂災害対策について、最後に文書管理について質問をいたします。

まずは、光ケーブル、いわゆる F T T H 関連で質問をいたします。

今回の通告書は、前回のひな会議と全く同様の内容になっております。なぜかといいますと、前回の質疑において、ほとんど有効な答弁が得られなかったと。このために、繰り返して同じ質問をすることにしました。前回の議会日より、あるいは前々回の議会日よりを見ていただくと、その辺がよくわかるかというふうに思います。事前に質問用紙を作成し、説明もしていたのですけれども、まことに残念なことに有効な答弁は得られなかったというふうに判断をしております。今回も前回同様に事前説明をしております。答弁者が変わりましたので、少しはましなというか、進展した答弁が得られるものと期待をしております。

それでは、質問に入ります。

まず、総務課長にお伺いをします。

ケーブルテレビの利用実態、特にインターネットの利用実態について質問であります。

前回のひな会議において、早いうちにアンケートを実施したいと、こういう答弁をいただいております。アンケートの結果について回答願いたい。実態として、どの程度の住民が光ケーブルを介してインターネットを使っているのか、使っていたのか、データを開示してほしいと。できれば、その内容、電子メールで使ってるのか、ネット検索をしているのか、SNSをしているのか、あるいは IP 電話だけで使っているのか、その他でどの程度利用されているのか。さらには、一昨年システム更改をしました。老朽化が原因ということでシステム更改したわけですが、故障率はどうなっているのか、その辺もわかりましたら報告をお願いします。どうぞ。

○議長（節 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、利用状況でございます。3月会議におきまして、アンケート調査等により利用実態について把握したいというふうなご答弁を以前にいたしております。ただ、アンケートにつきましては、現在まだできてはおりません。

あと、できていないということですが、インターネットとI P電話をともに利用している分につきましては、業者さんのほうからのデータ開示がございました。そちらのほうにつきましては、平成29年6月で2,505件の方がインターネットあるいはI P電話の利用をいたしているというふうなことでございます。ご質問のお答えにはなりません。業者委託というか、事業会社のケーブルテレビ徳島にお伺いいたしますと、I P電話とインターネットは他会社のほうにお願いしているということで、とりあえず全体、I P電話とインターネット、どちらかを利用した数ということで上がってきているような状況ではございます。

ただ、アンケートにつきましては、先ほど議員さんが申されたように、いろいろな状況も把握いたしたいと考えております。利用状況もそうでございますし、その利用実態、SNS云々まで聞けるかどうかわかりませんが、携帯電話、スマホ、そこらの利用、I P電話だけの利用、そこらもあわせたアンケート等によって利用実態の把握には努めたいというふうには考えているところでございます。

あとシステムの故障率というふうなことでございますが、故障率というのはなかなか何を分母にするかというふうなところもございまして、現在率としては出しておりませんが、故障につきましては平成28年度で59件の故障となっております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） アンケートはまだ実施していないと、こういうことであります。本町にとっては、有効に使いたい施設、何億円もかけて設置をした機械であります。それが、どのくらい使われているのかというのは、それがいまだに把握できないというのは問題だろうというふうに私は思っております。今まで、どのような経過であったかということ、ちょっと読み上げてみます。これは、議会だよりに掲載をしている内容です。

去年のみかん会議で——11月ですね——私が訪ねたわけでありまして。インターネッ

トを使っていない家庭はどのくらいあるのか。その答えとして、把握していない。業者から不明との回答を得ている。こういう回答。だから、私はこの問題は何回も質問している。担当部門として関心はないのか、怠慢ではないかと、こういうふうに言うたわけです。使用率について推測はできるか、答えとして推測もできない。再度業者に問い合わせると、こういう回答だったわけです。

続いて、次のひな会議においては、また同じ問いをした。インターネットはどのくらい利用されているのか、同じ問いです。業者からは、個人情報守秘義務を理由に回答が得られなかった。早いうちにアンケートを実施したい。私のほうから、本町によく似た自治体でインターネット利用率は約30%の事例があると、こういうように言うたわけですね。

あとずららずと続くわけですが、私が言いたいのは、この議場で私が質問をし、答弁を得ているわけですよ。その答弁が、全く意味がないかということと言いたいわけよ。ここでやりとりすることは何なんですかと。何ぼ答弁をもらっても、いつまでたっても実施されないというんなら、ここでやりとりしていることは何なのか。この議場は何なんですかっていうことを基本的に聞いておきたい。意味がないでないかと、こんなやりとりをしても。そういうことを思います。それでいいのかっていう話ですよ。この議会の権威というか、それをどう思ってるのかということですよ。ちんたらちんたらと、はっきり言うてこれ8カ月ですけれども、もっと続いとんですよ。ほんま言うたら。業務怠慢じゃないのかと私は思いますね。この前、課税漏れで業務怠慢じゃというて処分になりましたけれども、同じようなことじゃないかと私は思っています。

改めて、先ほどちょっと説明ありましたけれども、その利用実態の調査について、今後どうするのか、もう一回答弁願います。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 利用実態については、業者さんのほうからの明確な回答がなかなか得られない状況も踏まえまして、アンケートは実施していきたいというふうには考えております。その内容につきましては、いろいろなもの、使用している動向云々ではなく、意見っていうふうなものも出していただいて、今後の参考にできるようなアンケートをやりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 具体的に、いつするのか。信用してないわけではないけれども、今までの経緯を考えれば、いつするかぐらいまではちょっと言ってほしいということです。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） いつするかというふうなことでございます。一応、実際の加入者につきましては、事業を請け負っておられる業者さんのほうからデータをいただくようなことも必要にはなっただろうかと思っております。もしいただけない場合につきましては、住民全体を対象にしたアンケートでもいいかなというふうには考えております。そういうふうなことを踏まえて、今年度中に答えが出るような方向で進めたいということでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 今、一瞬間き間違えたんかと思うんですけども、今年度ってそんなに時間がかかる問題ですか。僕は、前にも言ったんですよ。今、今の時代はこの人がどんだけインターネットを使って、どんだけというのはデータの量ですよ。それまでわかる時代ですよ。あんた5ギガで契約しとるけど、もうちょっとしかないよとか、そんなことまでわかるんですよ。それで、何で年度末までかかるのかよくわからんですけど、それはどう思いますか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 先ほども申し上げましたけれども、前段から去年の会議のほうでもご答弁にあったかとは思いますが、業者のあたりから個人情報等を盾にデータをいただけないというふうなことがずっと続いております。粘り強くお話をさせていただいておりますけれども、そういうふうなことがあり得るというふうなことの中で、最終的に住民全員、世帯全員を対象にアンケートをするような格好になってくると、そういうふうな時間もかかるかとは思いますが。ただ、今年度いっぱいというのは全ての答えを出して、アンケート結果も踏まえた中でどういうふうな方向性を考えるものまでできるものを含めて今年度中と申し上げたものでございます。議

員おっしゃられるように、業者さんが全て協力的にやっていただける、法の範囲内ではございますけれども、そういうふうなことになるればもっと簡単な調査方法もあろうかとは思いますが、今の段階ではなかなかそこらが難しいように、私の感覚といたしては思っておりますので、そのぐらいの時間を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 1回で100点満点の答えを求めているわけではなくて、何回かに分けておおよその利用率ぐらいは出すのが当然だろうというふうに思っています。もっと早くしてほしいということでございます。だから、この今の利用率については、また聞きます。今から通告しておきます。何回でも答えがきちっと出るまで聞き続けるつもりです。

次に、料金改定について、これもずっと前から聞いておることでございます。インターネットを利用していない住民が、毎月インターネットの接続料金、プロバイダー料金を税抜きで1,070円支払っております。これは、昨年のみかん会議で、答弁をいただいた内容です。全部で2,570円、税抜き。その中のインターネット分は1,070円ですと、こういう答弁がありました。

そこで、今までインターネットを全然使っていない人が、11年間毎月それだけのお金を払ってきたわけです。さらに、今後9年間支払うような方式になっておると。その住民が、それが嫌だったらやめたって言えんわけですね。それ以外の方法でテレビ見れんわけですから。同じチャンネル数は。そこで、住民はインターネット接続料金とかそういうことについて知った上で、納得した上で契約したのかどうかですよ。非常にこの点心配です。ほんなん知らなんだって言うかもしれん。理解しないまま契約している人も多いんじゃないかと思うんですよ。これは、一つ聞きたいのは法的に問題はないのかということ。さらには、道義的に問題はないのかと。公的な機関が主導してやってるネットワークで、こういうことがずっと続いてええんかちゅう話ですよ。道義的ちゅうのは、ちょっと辞書で調べたら、人の踏み行ふべき正しい道と、こういうらしいんですが、まあ常識で考えてっていう意味ですよ。この点についてはどう思いますか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 利用料金の設定についてでございますが、こちらのほうは当初の目的、約10年前のお話になろうかと思えます。そのときの話については、この料金でテレビが見れる、インターネットを使える、そういうふうな話の前提としてセット料金になったことだと思います。それについては目的を達するため、また住民の皆さんの利便性を考えた中で、それなりに有意義な事業であったと私は考えております。ただ、今回の改定時期について、そこらの細かい部分の設置云々について選択肢を示していないということにつきましては、若干の住民の意見を聞いて納得を全てとっているかという部分については、若干の問題はあろうかと思えます。ただ、そちらについては、業者のほうが先ほども申しましたように、インターネットとIP電話も一緒くたに考えてっていうふうな提示をされているようなところを考えますと、なかなか難しかったのかなあというふうなことは推測いたします。ただ、実際にはインターネットサービスをそれぞれに使用者の方が選択できることが望ましいというふうなことは理解もしておりますし、できるものならそういうふうな方法もあろうかと思えます。ただ、セット料金がそれによって上がっていくようなこともあろうかと思えます。そういうふうなことも説明をしながら、今後の料金設定。当然、こちらのほうにつきましては、事業主、事業者のほうが決めることですので、なかなか簡単にはいくものではないかと思えますけれども、そういうふうなことも考えながら進めていくような必要性はあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 法的とか道義的責任は、そんなんはないか。

○企画総務課長（山田 徹君） 細かい、以前に議会のほうでご質問があった抱き合わせ販売云々というふうな話になればどうかなという部分はございますけれども、基本的にはほかの町村もそういうふうなことも実施されていることを考えますと、法的な上では大きな問題はないのではないかというふうには思っております。あと道義的な一般的な話でございますが、先ほど申し上げましたように、加入者がそれぞれ選択できることが好ましいということは理解もいたしているところでございます。それにあわせた検討っていうのは、やっぱり必要でないかなというふうには思っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 考えていくということです。具体的なことを言いますと、私の家の近所でもあるんですけども、家を訪ねますと茶の間でご高齢のご夫婦が2人でテレビだけ見ていると、そういう光景があるわけです。その人たちに、何でインターネット使わんのですかと、そんな質問自体がもうできんわけですよ。80歳を超えてテレビだけ見よるわけですよ。年金生活をしとるわけですよ。小さな話かもしれんけれども、そういうところに思いをいたした行政というものが望まれているんじゃないですか。それを、ずっと放ってきたんじゃないかと、こういうことですよ。

根本的なことを1つ聞きます。2年前の4月議会で9番議員が、町民の声としてケーブルテレビの契約改定について、これはIRUの契約改定しましたよね。これについて質問したわけです。テレビだけの人は利用料金を安くできないのかと聞いたわけです。そうしたら、それに対する当時の総務課長の回答が、目的が高速通信網整備であるから、インターネット、テレビ、IP電話のセット料金になる予定ですよというふうに答弁をして、そのとおりになっております。

そこで、聞きたいんですが、この答弁は答弁として正しかったんでしょうか。所期の目的が、高速通信網整備で補助金をもらったら、そのまま未来永劫セット料金にせないかんというような決まりがあるんでしょうか。高速つちゅうのは解除されないのか。つまり、なんべんも言いますけれども、当時の総務課長の答弁というのは適切だったのかどうか。僕は、適切でなかったと。ほんで、先ほどの総務課長の答弁も、違う道があったんじゃないかというようなことを言われましたけれども、改めてそのことについて答弁を願います。

○議長（節 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） さきの答弁について、高速通信網整備のため必要であるというふうなご答弁をしていたというふうなことでございますが、そちらのほうについては、その当時の課長、いろいろな状況を勘案した中でそのような判断をされたというふうに考えております。ただ、私はいろんな選択肢も必要でなかったのかってというのは、今担当課長となって考えていることでございます。そういうふうな中で、アンケートもしながら、住民の方のご意見も聞きながら進めていく必要があるかと。ただ、以前からの課長がお答えしているように、セット料金を変えてしまう場合に、この使用料金、セット料金も上がったり、下がったりっていうのは、可能性は

十分あると思います。そういうふうなことも踏まえながら住民の方のご意向、それと全然使っていない方がそれも負担するのが正しいのかどうかというの、考えながら進めていく必要はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） やっとまともな話ができる総務課長になったなあと、こういうふうに思いますけれども、インターネットを使わない住民がプロバイダー契約を解除する。その人は、もうインターネット出れんように、プロバイダーっていうのはインターネット接続業者ですよね。そこでのそれぞれが契約していたら、そこを外すことによってプロバイダー料金分が減額されるはずですよ。その減額分をそのままセット料金から引くと、分離しておいてね。そういうのは、商取引としては全く普通のことじゃないかと思うんですよ。このことは、今までどうしてわからなかったんかいなど、ずっと言いよんですよ僕は。この点を検討していただきたいというふうに思います。細かい話をすると長いことになるんで、この辺でやめますけれども、何か言いたい。じゃあどうぞ。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ちょっと、前回、前々回の会議で、先ほど議員さんのほうからもご指摘のありましたインターネットの接続料が1,070円というふうなことでずっと来ていると思います。ただ、約10年前の当初については、こういうふうなさび分けであったかというふうには思います。ちょっと、そのころのことまでは資料がなかなかきちんとはっきりとわかるものがございませんので、返事がしにくいんですが、ここでちょっと訂正だけをさせていただきたいと思います。以前は、接続料、インターネットが1,070円、I P電話網については基本無料というふうなお話をこちらのほうからさせていただいたと思います。ただ、今回の改定につきましては、ここを明確に分けているものではございません。それともう一つは、I P電話を使用するについても、少なくともある程度の費用は必要になります。だけん、仙才議員さんがおっしゃられるように、インターネットに接続しないからといって、この1,070円、金額もそうなんですけれども、これが必ずしも減るっていうような前提のお話にはなかなかならないかなと、そこはご理解をいただきたいと思います。インタ



ーネット， I P 電話を使用するにもいくばかの費用というのは当然発生すると，そこはご理解いただきたいと。だけん，サービスを利用するというのは，インターネットと I P 電話とケーブルテレビ，最低そのぐらいの3つの分け方であって， I P 電話網がただというふうな話ではなかなか進みにくいなというふうには考えておりますので，ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1 番（仙才 守君） その点については理解をしております。テレビと I P 電話，それからインターネット，本当はもう一つそれに保守料が入っている。回線料ですね。それが入っております。この4つできちっとやればいいんだろうというふうに思います。ただ，それに伴って I P 電話を分離するっていうことは，インターネットを使っている人でも I P 電話は要らんっちゃう人がおったら，その分は減額されるということになります。だから，どっちが徳かはわからん。こういうことです。

それでは，次の質問に入りたいと思います。

3月のひな会議で業者との関係ですが，3回会合を持ったが進展はなかったと，引き続き業者と協議すると，こういう答弁を得ております。その後の協議結果について報告を願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 3月から本日までの協議の結果でございますが，直接お会いしての協議っていうのはなかなかできていない状況ではございます。ただ，電話等で直接ケーブルテレビ徳島と二，三回協議をいたしまして，実際にはインターネット及び I P 電話を受託，ケーブルテレビ徳島から受けている業者さんとも話をいたしております。こちらのほうについても，ケーブルテレビ徳島については，そちらのほうのインターネットと I P 電話をお持ちになつとるほうの話なのですぐに返事ができないというような方向で，なかなか話が進んでいない状況ではございます。こちらの進め方が生ぬるいと言われればそこまででございますけれども，どうしても契約ございますので，地道に協議を進めていく中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） この点についてもいろいろ言いたいことはあるんですけども、頑張っていたきたいという。要は、勝浦だけの問題ではなくて、実際他地区に波及する問題も含んでおりますから、鋭意、本来どうあるべきかを考えて対応していただきたいというふうに思います。

それでは、この件について次は町長にお尋ねします。

現在、インターネットを使うためには、パソコンなどの情報機器が必要になっていきます。つまり、情報機器を持っていないご家庭では、インターネットに接続できないという状況ですね。先ほど、ちょっと説明しましたけれども、テレビだけ見ている高齢のご夫婦なんかの家庭のことを言っているわけです。テレビだけ見ているご家庭も、これからアンケートをとるとは言ってますけれども、かなりあるのではないかとこのように推測をしております。テレビだけのご家庭に、インターネットの料金の支払いを求めている現状についてどのようにお考えなのか、本来どうあるべきなのか、そういうことについても何かお考えがありましたら、その基本的な考え方について伺いたいと思います。

○議長（節 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 先ほど来いろいろとご質問していただいておまして、テレビしか利用していないご家庭の方に対する問題というようなことで、そのことにつきまして個別の料金設定ができないとか、いろいろご提案もいただいております。インターネットやIP電話を使用されてない方が、その使用料金を負担するということに対して、どういう考え方をしているのかというご質問もいただいております。先ほど来、一般的といいますか、道義的な問題があると私も考えているところでもございます。また、高速通信網の整備というようなことでございまして、3点セット、インターネットとIPとテレビというセットで最初はお願いをしていたところでもございます。それぞれの個別の料金設定を設けるということにつきましては、設定料金を今まで維持できるかどうかという問題もあるのは確かでございます。今後とも使用状況や使用形態を、先ほどアンケート調査も申し上げましたけれども、調査を行いながら、住民の皆様方の意見を聞きながら、サービス提供者とよりよいサービスを提供されるように協議を図ってまいりたいと考えておるところでもございます。一番いいのは、加入者がそれぞれのサービスを選択できることが望ましいとは考えているところ

でもございます。この点につきましては、少し時間をいただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鄒 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 検討すると、セット料金を個別料金制に移行できるかどうか、できるできないという問題はあるかと思えますけれども、検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。しつこいんですけど、車を持っていない人から通行料金取ってるようなもんですから、これはぜひ是正してほしいというのが私の意見です。

次に、高速通信網の活用策についてお聞きをします。

先ほど言いましたけれども、本町の重要なインフラであって、もっと活用していいんじゃないかというふうに思っています。光ケーブルによる高速通信網っていうのは、恐らく地域活性化の重要なツールになるはずなんです。どれだけ使われているかが、その活性化の指標といたしますか、バロメーターにもなると私は思っています。活発に、地域活性化ということで活発に動かれている地域は、例えば神山であるとか、インターネットを十分に活用しているはずなんです。恐らく相関関係があると私は見えています。先ほど、情報発信については、美馬議員からも詳しい質問がありましたけれども、ちょっと重なるかもわかりませんが質問したいと思います。

私、広報かつうらを丹念にずっと読み返してみたんです。そうしたら、平成20年くらいまでは非常に熱心に普及活動に取り組んでいました。そういう記事がずっとあります。ぱたっやまっとんです、それが。平成21年4月ぐらいでとまっています。これは、総務課長にちょっとお伺いしますが、産業振興や防災、教育あるいは今言いましたような地域活性化、その他、あるいはいろんな広報、その他にこのネットをどういうふうに生かしていこうと思っているのか、何か方策のようなものがありましたら、検討中の案でも結構ですからご披露願ひたいと思います。

○議長（鄒 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 何か、町がすばらしい提案がここで出せれば、非常に私もお答えしやすいんですが、今現在で特にこれを、光ケーブルを使って進めたいという計画があるわけではございません。ただ、先ほど申されたように、産業振興で

は神山町や美波町で高速ブロードバンドを利用したサテライトオフィスの誘致とかをやっていることから考えると、当然誘致にそこらを使う。また、上勝町では上勝町独自のネットワークを構築して葉っぱビジネスを展開しているというふうなことからいえば、当然そのインフラがあるんですから、それを使った方策を考えていくというのは当然必要だろうと思います。

また、防災についても町の災害情報伝達する手段として、電気がいける場合について何らかの方策を考えていくっていうのは、当然必要でないかというふうには思っております。ただ、それ以外にも現在実際のNTT関係の通信網を利用して緊急の通報とか、そういうふうなものをしているものも若干残ってはおります。そちらのほうを、この高速な光ケーブルのほうを使って利用できるような方策も考えて進めていく。それによって、高齢者の見守りとか子供同士の連絡などが新しくできるような、そういうような方策もあるのではないかなというふうには考えております。今の段階では、ご期待に沿えるような計画があるというふうなことは、ちょっとご返事できないので申しわけございませんが、以上のとおりでございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 有効に使いたいけれども、今のところ特に案はないと、こういう端的に言えばそういうことだと思うんですけども、実は1年半前に、一昨年のみかん会議ですけれども、私がSNSの導入について一般質問で質問をしております。そのときの答弁が、体制が整ってからの取り組みとしたいと、こんな回答だったんです。現在の状況というのは、体制がまだ整ってないと、こういうことなんですか。体制とは、どういうことなんですか。今の体制について聞かせてください。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） その当時のSNSの体制について、ちょっと勉強不足でございまして把握はいたしておりませんが、多分SNSの話で言うのであれば、当然そこらの技術的なもの、それとそれを利用してどのような情報発信と情報交換ができるのかっていうところの知識を持った職員の養成とか、そういうふうな話ではなかろうかなと思います。単純に言いますと、SNSであれば勝浦病院ではツイッターはとりあえず頻繁にできているというものではございませんけれども、立ち上げることはできたりはいたしております。そこら辺をただ立ち上げるだけでなく、その中の

情報を正しく、先ほどの美馬議員からもございましたけれども、誰のために発信するのかというふうな部分が非常に大事なかと思えます。そこらの技術的なものと情報発信のスキルを持った職員の体制を整えるというのは、一つにはあったのかなあと思えます。

それと、当然全然職員がやる以外で委託するというふうな方法もあろうかとは思いますが、本来はやはり職員が一番町のことはわかっているというふうなことだと思いますので、そちらから情報発信をするようなスキルが必要なかと思えます。そこらのお話だったのかなと思えます。あとは、人的に新しいことをやっていくための準備というのは、やはりどうしてもマンパワー必要になってきます。そこらが確保できたらというふうな意味もあったのかなというふうには考えております。

今現在、それが確保できたかといいますと、なかなか難しい、今の段階ではなかなか難しい状況ではあろうかと思えますけれども、難しいだけで終わってしまうと進まないというところもありますので、例えばですけども消防、防災関係の情報発信でツイッターをつくるとかというふうなところは、そんなには時間かからなくてもできるかなというふうに思えますので、そこらは検討はしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 体制づくりというのは、なかなか難しいのかなというふうには、難しい問題なんだろうというふうには思いますが、地域づくりというのは人づくりだというふうに言われますね。IT分野というのは、今後ますます重要になっていくと思えますので、この点には特に留意してほしい、頑張してほしいというふうに思っております。これは、ちょっと聞いてみただけです。

次に……。

○議長（筈 公一君） 仙才議員、区切りであと10分やけど昼からにしましょうか。

議事進行の都合上、休憩いたしたいと思えます。

午前11時49分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

仙才守君の一般質問を続けて行います。

仙才守君。

○1番（仙才 守君） それでは、午前中に引き続きまして質問を続けたいと思います。

まず、土砂災害の対策についてお聞きしたいと思います。

土砂災害防止法という、これに基づいて県が町内で調査を行ってまして、危険箇所を指定しております。現在、坂本地区を調査をして、ほぼ終わりました、一部は先月末に危険箇所に指定された家の住民に対して呼び出しがありまして、集会場で説明がありました。半分ぐらい説明が終わったところという状況でございます。それで、ちょうど九州豪雨等の大きな災害の時期に説明会があったものですから、住民の方からその会場でいろいろ心配する声がありました。それに関しまして、建設課長にお尋ねをいたします。

まず、警戒区域の指定状況、これにつきましては先ほど美馬議員のほうから質問がありましたので、これはちょっと割愛をいたします。ただ、以前に指定されていた、前も指定されていたわけです。それで、私の家なんかも土砂災害の対象地域になっておりました。今回、また新たに県のほうから各家それぞれにお宅はこういう危険な状態ですと、黄色であるとか赤であるとか、そういうような資料を各戸1つずつ別々にくれたわけですがけれども、私の家の場合は前と全く同じだったんです。今回の調査と前の調査とどう違うのか、これちょっと聞いてなかったんで、ほぼ同じだったんですけれども、何か変わった点はあるんでしょうか。もしわかりましたら回答をお願いします。前の状態というのは、インターネットで確認できたんですよ。今、ちょっと坂本地区は確認できない状況、つまり更新が入るといった状況になっただけですけども、更新しても多分同じようなデータが出てくるんじゃないかと思うんですけど、与川内から下のほうはデータが見える状態になっています。それで、随分長いことかかって調査してましたんで、何が違ったのかなあというふうに思うんですけども、もしわかりましたら結構ですので答弁願います。

○議長（鄧 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、前と全く同じということでお聞きしましたが、前のちゅうんはやはり机上でこのあたりは指定せないかなっちゅうて、民家とそれと裏の急斜面ちゅうんは地図上データでわかりますんで、それでおおむね指定をし

て、それで現地踏査に入って、裏山が30度云々とかいろいろそのあたりを目視で計量いたしまして指定をするというふうな手順になっておりまして、ほんで今は現場に、初めの分はデータで処理をして、次はお宅の家の裏とかに入って、それで説明会をするというふうに至っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） あまりようわからんのですが、それで結構です。

その会場で、もう一つ話がありまして、これは通告書にも書いておいたんですが、九州でああいう大きな災害になったのは、九州地区というのは火山灰が非常に多い地域だからあれだけの災害になったんじゃないかと、勝浦においてはあそこは違うから地質というものの影響が大分あるんだらうと、この辺で勝浦の地質ということについてどんなふうな考えで、予備知識としておればいいのか。つまり、前回の九州ぐらい雨降ったときに、勝浦だったらどうなるんだらうかと、こういう声もありましたんで、この点についてお聞きします。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、今回の災害の発生した地域と本町の違いというのをまず述べたいと思います。

勝浦町については、皆さんもご承知のとおり山に囲まれた盆地でございます。それで、大きく言いますと石原から今山、黒岩、星谷、中山、与川内、坂本と、その山脈につきましてはチャート式、チャート系といって計析ちゅうて前田鉦業さんの石とられたでしょう。ああいうふうな石の系統の山が芯のほうにあるんですよね。上のほうでよく見かけますけどもね。それで、その石ちゅうんは大分かたいということで、しかしながら層によってはやはり崩れやすい性質も持っております。また、その石については、鹿背山のあたりの勝浦川沿いにも見られますけども、そのあたりも急峻でかたい山というふうな認識でございます。

それで、山の下におきましては、泥岩とって、泥岩ちゅうんは土が圧力によって固まって、それで層をなして岩の質がほとんどでございます。それについては、例えばクロズエとかそういうふうなことで、通称で言われております。そういうふうな石がかなりあるところは、比較的なるいと、山がなるいという状態でございます。

それと、南に目を向けてみますと、やはり北のほうよりも南のほうの方が山がなだらか

なというふうな印象が持てると思いますが、やはりそのあたりについては泥岩系が多くて、ちょっと弱い部分もあつたりするということで認識はしております。

そしてまた、立川に顔を向けてみますと、やはりクロズエがかなり多くございまして、その時々折山崩れがあつたりしたときには、あのあたりも泥岩とかというふうなことで土が、石が落ちてきて割れますと、やはりタイヤを切るぐらいの鋭い割れがありまして、あのあたりについては大分かたい泥岩というふうな認識でございまして。

それで、平野を見てみますと、やはり砂れきとかそういうのが堆積しております。それで、特徴があるのは棚野とか久国の河岸段丘ということで、多種多様な地形をしておりますので、雨がかなり降りますと、それも多種多様な災害の原因、災害の状況ということで、いろんなパターンがございまして。そういうふうな勝浦町の災害の認識でございまして。

それで、九州の大分、それから福岡地方で線状降水帯によってかなりの雨が来まして、小河川が崩壊したということで、かなり人的被害、それから物的被害もかなりありました。それで、主にやはり火山灰とかがある程度含んでおるとということで、大雨によって山腹が崩壊して、そのときに木々も加わって小河川をせきとめてダムができて、それがごっそり流れたというふうな状況で被害の拡大があつたのではないかと、いうふうに推測されます。また、大きな深層もしくは表層なだれがあつたりして、それについてもかなり大きな被害を助長したのかなというふうに考えております。

それで、勝浦町に振り返ってみますと、やはり先ほども申したようにいろいろな災害が発生する可能性は考えられます。だから、土砂が谷川に来たときに、いかに早く発見して、早く逃げていただくかちゅうんが一番重要なポイントかと思っております。

それと、同様の雨が降った場合についてどうなるのかということですが、やはり先ほど申したように、大きな災害が発生する可能性は拭えないというふうなことでございまして。

以上です。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 大体予想していたような答弁だったと思っております。

続きまして、過去の勝浦の土砂災害の発生状況ということで通告書に書いてあるんですけれども、簡単に、かつて坂本地区は与川内で大きな土砂災害がありまして、孤



立したことがございます。あの当時から考えますと、今はバイパス道路ができて、2つできたということで少し安全にはなっているんじゃないかというふうには思うんですけれども、坂本地区が孤立する可能性について、そういう危険性はあるのかどうか、坂本だけ言って申しわけないんですけれども、ほかの地域も一緒だと思うんですけど、一つの事例として、現在の地形と道路状況から考えて、我々孤立ということを考えて対策とか、そういうことをとっておかならんのかどうか、ちょっと難しい質問だと思うんですけど、建設課長いかがでしょうか。

○議長（筈 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 坂本地区が孤立するかどうかというふうなことで、大災害があったときにどうなるのかというふうな想像の世界なんですけども、皆さんもご承知のとおり、坂本川を真ん中に見ますと、北側のほうに旧県道、それから南側のほうにバイパスということで2路線がありまして、片方が通行どめになった場合には片方が使えるなというふうなことで安心感はあるんですけども、何せそれぞれが山側に急斜面を抱えておりますので、地震なんか揺って、それから少雨でも崩壊するおそれもありますので、それから大雨とかの場合については坂本川が氾濫して、それで道路の兼用護岸である擁壁とかを流してしまったりすると、やはり孤立するなというふうな認識でございます。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 今回の九州豪雨の場合は、集落の孤立ということが非常に多く発生しておりましたので、ちょっと訪ねてみました。といいますか、そういう話題が大分出てましたので訪ねたわけでございます。坂本地区には、ヘリポートもないし、今後どうやっていこうかというような話を今しております。

そこで、総務課長にお尋ねしますが、災害が起こったときの備えと、それから発災時の対応について、これは先ほど美馬議員が既に質問済みのことでありますので、少し割愛をしまして、簡単なところでひとつお伺いをしたいと思います。

まず、常備消防がないということで、災害への備えとか災害発生時の対応というものに不安を感じておられる住民もおられると思います。常備消防があるのとないのと、何か違いはあるんでしょうか。それとも、その部分は同じように対応してますよと、こういうことなんですか。ちょっと難しい質問。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） まず、常備消防と非常備消防の違いというふうなことになるかと思えます。

火災につきましては、常備消防が初期消火、駆けつけてある程度まで消して、その後非常備、消防団あたりが実際に消すというふうな活動になってこようかと思えます。大きな大災害が起こった場合、こちらにつきましても基本的にはやはり消防団の活動が一番大きい重要なことになるかと思えます。後は、例えばですけれども、車とかで交通事故でございましたら、車に挟まれた場合に、そこらを特殊機械を使って助けるとか、そういうふうな特別な技術になってきますと、やっぱり常備消防の力がかなり発揮されるのではないかなあというふうには思っております。ただ、大規模災害になりますと、常備消防の方の数もある程度限られてきます。一番大事なのは、やっぱり地域の防災力、ほんで消防団の力なり区の力、あとは防災士さんの力、そこらが非常に大きな役割になってくるように考えております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） わかりました。

それでもう一点、8月7日というか、8月初旬に坂本地区で自主防災の会議を開くことにしております。これは、毎年やってるんですが、ことしはきっちりやろうということで、各団体に招集をかけております。それで、そういう場面に役場の防災担当の担当者の派遣なんていうのはあるんでしょうか。それとも要請すれば対応は可能だとか、そういうことはやっているんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） どういうふうな内容での派遣なのかにもよるとは思いますが、お声かけをいただければそれなりに参加なり、説明なりをしに行かさせてはいただけると思っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） それから、土砂災害については最後の質問になりますけれども、避難所でございます。避難所の確保はできているかどうか。あるいは、地域的にバランスがとれているかどうか、そのあたりの評価、現在の避難所の整備状況につ

いて説明をお願いします。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 避難所の整備状況というふうなことでございますが、現在指定避難所が町内で28カ所、指定緊急避難場所も含めると47カ所の指定をいたしております。坂本では、この指定緊急避難場所が4カ所となっております。

それで、各地域のバランスというふうな話でございますが、避難場所は地区、人口も違うし広さも違うんで、一概に比較云々は難しいと思います。それで、避難所が多い地区では5カ所、少ない場所では1カ所というふうなばらつきがございます。公共施設の多い地域とかは、やはり多くなっているような状況でございます。ただ、単純に数のバランスをとるにしても、実際に避難場所として使用できるかどうか、いろんな問題もございます。今の段階では、できそうなところについてはある程度指定しているつもりでございますので、また各地区でどうしてもここらはしたいというふうなところがあって、ご協力が得られて、避難場所としていけるのかどうかを確認しながらというふうなことになろうかと思っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） もう少しあったほうがいいなあということで地域で相談がまとまれば、またご相談に乗っていただけるということで理解をしております。

それでは、最後の質問になりますけれども文書管理についてお尋ねをします。

これも総務課長にお尋ねすることになろうかと思っておりますけれども、昨年F T T Hの公開工事で調べなさいという指示を受けまして、保管文書を私が調査をしました。全部これで、文書はこれですよということで保管庫へ行きました調査をした結果でございますが、情報の密度に非常に大きなばらつきが見られました。十分そろっている情報もありゃあ、本来あるべき情報でどうしても見つからないものがかなりあったわけです。それで、一つ一つのことは言いませんけれども、これはちょっとまずいんじゃないかというふうに私は思いました、ちょっとそれは文書に書いたりしましたけれども、そこでお尋ねをします。

本町の文書管理について、基本的な方針といいますか、指針になるようなものはあって、それに基づいた文書管理がなされているのかどうか、ちょっと漠然として申しわけないんですが、そのことについてお尋ねをします。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 本町の文書の取り扱いにつきましては、勝浦町文書編さん保存規定により、分類の基準、保存、廃棄などの規定を設けております。管理につきましては、平成13年4月に策定されました文書管理手引書により、整理、保管、置きかえ、保存、廃棄等を行う部分を規定をいたしております。ただ、この文書管理手引書につきましては、かなりの手続について処理が多数ございます。詳細でもあるために、現在は全てが手引きのとおり運用はされていない部分も若干ございます。ただ、基本はその2つに基づきまして管理をしているというところでございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 世の中には、文書管理システムのようなものがありまして、それを導入している自治体さんといいますか、役場もあろうかと思うんですけれども、そういったものの導入を検討したり、あるいは具体的な計画を立てたりしているということはあるのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 以前に、平成13年4月に文書管理手引書を策定いたしておりますが、そのときに電子化云々の協議は若干いたしておりますけれども、ちょっと時期尚早でないかということでやまっております。それ以降につきましては、特に電子化、文書管理を電子化するというふうな話については検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 議会においては、パソコンあるいはタブレットを導入してペーパーレス化というのを現在検討中であります。できるだけ早い時期に導入したいというのが議員の総意ではないかというふうに思っております。この計画に対して、執行部側はどのような対応で臨まれるのか、またどのような対応をしていただけるのか、そのことについてお尋ねをします。つまり、全部電子化をして資料を渡してくれるのかどうか。全部と言うたら語弊があるかもわかりませんが、そのことについてちょっとお尋ねをします。

○議長（節 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議会のタブレット導入についてでございますが、基本的にはこれでタブレットを導入された場合には、基本的には全部電子化して配信ができるようなことになろうかと思えます。必要に応じて紙で見たいという場合には、その都度紙の部分で印刷をしていただくという格好になろうかと思っております。ただ、それは議会についての議案、委員会の資料、議案等に当分の間はとどまるのでないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 一応、資料はほぼ電子化されるということでお答えをいただいたというふうに思っております。

これは、インデックスの関係も全部議会の事務局で整理するのではなく、整理された状態で渡してくれるということによろしいのでしょうか。

○議長（節 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 詳細までは、まだ検討中になろうかと思えます。ただ、電子化するのであれば、そこらも踏まえてできるような取り組みが必要でないかなと思えます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 私の質問は以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（節 公一君） 以上で1番議員仙才守君の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩とします。

午後1時55分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（節 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番松下一一君の一般質問を許可いたします。

松下一一君。

○2番（松下一一君） 2番松下一一でございます。議長の許可を得ましたので、若

あゆ会議の一般質問を通告に従って行いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

最初に、質問の中で、私の手違いから回答の欄で災害への対策というところで建設課長ということになっているんですが、住民課のほうに回答をお願いしたいと思います。事前に了解もいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、町の人口流出に歯どめをかけたいという思い、また移住者の受け皿となるべく施策として、商店や銀行、小学校、また病院に近く、地理的条件に恵まれた横瀬地区に4区画の宅地を造成し、販売をいたしました。多くの問い合わせがあるものと期待をし、販売を始めたわけですが、4区画のうち当初は2つの区画で売れ残りが発生をしたと。その後、この2つの区画についてどういうふうな経過をたどっているのか、まずお答えください。

○議長（籾 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 宅地造成の事業というようなことで、町といたしましては民地を購入して初めての宅地分譲という事業に取り組んだところでございます。議員が申し上げておりますように、人口減少に歯どめをとというようなこともありますし、また地域の活性化というようなこともありまして、人口減少が激しい横瀬地区にのほうで初めて、条件的には私は非常に学校にも保育所にもほど近いし、商店街にも近いというようなことで、非常に期待をしておったんですけども、いざ販売、分譲の申し込みを始めますと、期待に十分添えてないのかどうか、申し込みがなかったというようなことでございまして、いろいろな経過もその後PRにも努めておりました。最初は、新聞の掲載記事に載せたり、県のほうに直接パンフレットを各課に配付するなど、いろんな事業を販売の事業を展開をしたのでございますけども、やはりなかなか思ったようにならないのが現状でございまして、今また宣伝もしておりますけども、もっとわかりやすい宣伝が必要なのかというようなことも参考にしながらやっております。また、当然のことながら最初は勝浦のホームページにも掲載もし、また新聞雑誌のフリーの雑誌の「なんと」という掲載等の宣伝活動もいたしまして、その結果問い合わせは5回、それから役場に来ていただいた方が2名おりまして、非常に申し込みを期待しておったんですけども、それもその後具体的な申し込みがないというようなことでございまして、何回となく締め切りをしながら販売促進に努めているところで

もでございます。今月で一応締め切りをいたしまして、その結果によったら不動産業者  
にお願いしてでも販売を促進していこうかなというようなことも現在検討をしている  
状況でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 残りの2区はそのままということ。

○町長（中田丑五郎君） そういうことです。2区はそのままです。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 今のところ、最初の2区画だけが売れて、2つの区画につい  
ては売れ残っておると。ほんで、最近の問い合わせはほとんどと言っていいほどない  
ということでもいいのかなと。最近の問い合わせありましたか。

少しでも問い合わせがあって、脈があるうちは行けるんですけど、そのうち忘れら  
れてしまうようなことがないようにしてほしいなと。

そして、前回の結果を検証し、販売状況を見てことしの計画を立てたいということ  
をおっしゃったわけですが、今の状況からことしの計画はどういうふうになっていく  
のでしょうか。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 29年度の本事業につきましては、予算のほうの承認もいた  
だいております。2区画というようなことで、残り2区画を販売すると同時に、平成  
29年度の候補地につきましても、現在検討しながら候補地を選定するようにしてあり  
ます。まだ、一応全地区というようなことで検討はしております、優良販売できる  
ような宅地造成ができますようにということで、現在場所の選定を机上でございま  
すけども始めかけておるところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 2つの半分の区画が売れ残ったままことしの計画に入ってい  
るということではありますが、前回と同じような購入条件をつけたいと、そういうふう  
なお考えでしょうか。購入者に対して。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 基本的には、人口減少に歯どめをと、活性化というような

ことからしますと、できるだけ若い方を対象にはしていきたいと。ことし売れ残っております2区画につきましてのことも十分検証しながら、場所のことから始まって、申込条件も十分検討もしなければならないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 今、机上の上で場所の選定作業に入っておるということを言われたんですが、場所を決定する場合のこれだけは頭に入れてほしいという条件、決定の条件、何に置かれる予定ですか。何を重視して場所を決定するかということで。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） やはり、分譲できる場所、それから賃貸住宅にしましてもやはり場所ということが非常に重要な比率を占めます。活性化といえば、最初は横瀬地区で、人口が少なくなっている横瀬地区でやっといこうというような出発でございましたけども、場所柄いいのに申し込みが十分でなかったというようなことも十分反省材料の一つかなあというようなことでございます。それと、広さの話も若干出ている人もおりました。70坪少しいったところでございますけども、もう少し造成面積も広いほうがいいとかという話も聞いておりますし、そういうもろもろの話も聞きながら、実際に机上から事業に移っていく作業もしていかなければならないのではないかと。時間的なこともございますので、考えておるところでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 机上で候補地を選定をしているということですが、地目として宅地になっている場所の中から選びたいのか、農地であっても転用してでも立地条件のほうをとりたいのか。農地の場合、転用して許可がおきるまである程度の日数が要しますので、今決まってないということは農地以外のところで模索をしているということなんでしょうか。農地を含めても模索、探しているということではないでしょうか。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） やはり、分譲でございますので場所のこともありますし、すぐ宅地になるような、余り時間かけたんでは造成の関係もございまして、できるだけ即宅地になるようなところを選定していきたいなという考え方をしております。



○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 場所を選ぶにも、最初の28年度の結果半分残ったということも十分注視の上、いい場所を選定してほしいなど。やっぱり、宅地というのは場所が一番かな。私はそう思いますので、場所の決定には十分留意をしてほしいなどと思います。

次に、災害への対応ということで、午前中の美馬議員からの質問の中でも警報とかそういうときの対応については質問もされ、回答もされておりますので、私は災害が起こってからのその後のことについて質問をさせていただきたいと思います。

最近の集中豪雨等は、時間雨量100ミリ、120ミリというのは、もはや想定内の雨量としているようでございます。今後は、150ミリ、160ミリの雨量も考えられるそうです。地震や豪雨による被害は、いろんなケースが想定されると思いますし、また勝浦町内であっても地域によって被害の大きさというものはばらつきがある。ばらつきがあるというより激甚に被害を受ける場合もあるだろうし、比較的小さな被害で済むといったケースもいろんなケースがあると思うんです。災害が起こって、復旧までには人の力に頼らざるを得ない、人力でなければどうしようもないというような仕事があると思います。地域の身近にいる人であったり、町内のボランティアの方であったり、また消防、いろんな方の力がうまくかみ合わなければ、災害時の効果的な救済活動ができないのではないかと。こういうことについて、事前に連絡会議等、話し合いを持たれたことがあるのか、こういう場合にはこうしようとか、これらの全ての指揮は災害時本部長、もし大きな災害であれば対策本部の本部長のもとに集まってくるのか、地域であれば区長さんなりが先頭に立ってする場合もあるのか、どこに要請したら人が来てくれるのかとか、また災害時にはいろんな物資も必要となってきます。各地区での備蓄倉庫、防災倉庫にある発電機であったり、投光器、また暖房機、ブルーシート、そういうふうなものが災害時には地区の垣根を越えて、どこか1カ所、何カ所かに集めて、相互間で利用できるような、そういう地域の横の話し合いとかはできているのでしょうか。また、重機とか車、いろんな機械類も災害時には必要となってまいります。そういう機械を持っている業界、団体との日常からの連携の話し合い、そういうふうなものはできているのでしょうか。まとめてお答えをいただきたいなどと思います。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 発災後のお話としてご質問があったのかなと思います。

先ほど申された基本的な物資等の搬送、輸送等につきましては、昨年度、坂本運送と災害時の協定を結んで、被災地域に搬送、またとりに来ていただく集配所の機能をお願いするというふうなことで協定をまいております。重機につきましても、建設業協会との協定をまいているところではございます。

あと、基本的な人的なものにつきましては、災害対策本部が設置されますので、そこからいろいろな連絡調整を行っていくことになろうかと思えますけれども、各地区では災害の想定によっていろいろ変わってくる部分はあるかと思えますけれども、基本的には地域の区長さん、消防団の方が地域での主な活躍をお願いする。それ以外のボランティアの方、防災士の方、その他団体の方も当然ご協力をお願いするようなことにはなろうかと思えます。

ただ、災害が起こっている地域差等があった場合どうなるかというふうなご質問だったかと思えますけれども、現在は基本的には地域に防災の備品を備えてあるのは地域で、自分たちでそれを出してきて使える、近くにあるというふうなことを前提にいたしております。そこらがある程度落ちついて、特にひどいところにそこらの備品、人等を寄せていくということは、防災対策本部を中心に各地域、多分区長さんあたりを中心になろうかと思えますけれども、ご相談をこちらのほうからかけさせていただくなり、ご相談をいただいた中で比較的少ないところで使用がない物については、そちらのほうに回していくような格好で進めていけると思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 災害が起きてしまえば大変なことになるんですが、ふだんから横の連携、こういうときにはこういうふうな使い方をしようと、地区を離れて、垣根を離れて話し合っておくということが大切だと思うんで、また区長会なりそういうときに、そういう議案を、案を出してほしいなと思います。

次に、災害発生時の災害廃棄物の一時保管について質問をいたします。

被災から復興への第一歩というのは、災害廃棄物の撤去から始まります。廃棄物を

一時保管する場所が絶対の必要条件となるわけですが、29年度中にこの保管場所について確保できる予定ではなかったでしょうか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） この災害廃棄物の案件につきましては、これまでも松下議員さんのほうから幾度かご質問をいただいております、近いところで申しますと昨年のこの若あゆ会議でもご質問をいただきました。その際につきましては、処理計画の状況についてというお尋ねで、28年度中に23年度に策定した処理計画の改定をしていくというお答えをさせていただきまして、早急のということでご答弁させていただいたかと思えます。

その後ということですが、本年2月に改訂版といえますか、勝浦町の災害廃棄物の処理計画につきましては策定させていただきました。これに当たりまして、コンサルタント会社などにも委託させていただいたわけですが、そちらのほうでも災害廃棄物の発生量について試算、積算していただいております、それを保管するための適地につきまして、まずは公共の用地ということ的前提ということで調査選定という形でさせていただいているところでございます。災害が発生した状況にあわせて、既に公共用地ということ的前提に何カ所か選定しているわけですが、これをもとに、ただ状況によりましてはこれ以外のところも必要になるかという場合もあろうかと思えますので、まずは公共用地、その次に必要であれば民間の土地についてもご協力をいただくというような形で想定を今しているところでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 公共用地を利用するという答弁だったんですが、具体的な公共用地としてはどこを充てたいとお考えですか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今、計画のほうで想定しておりますのは、仮置き場、一時集積所としましては学校の運動場であったりとか、道の駅の駐車場などを候補地として選定しているわけですが、ただ先ほど議員さんからもお話がありましたように、速やかなその後の復旧ということもございまして、それは仮というか一時集積所という位置づけでございまして、その後速やかな二次集積所等への移動と、こ

ういったことにも努めていく必要があるかと認識しております。先ほども繰り返しのようになりますが、今のところの候補地としましては、学校の運動場、または道の駅の駐車場などを候補地として今のところ上げているところでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 災害は、1カ所とは限らない。全町にわたって地震とかであれば、弱いところは潰れるという感じで、全町にわたる場合があると思うんですね。やはり、それぞれの地区である一定量の保管場所、それを確保、地域にお願いをして確保することはできないんでしょうかね。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） その点につきまして、それが一番望ましい形かもわかりませんが、現在のところ想定される災害廃棄物の処理に必要な仮置き場の必要面積でありますとか、そういうのを想定しているところでございますが、例えば南海トラフの巨大地震のクラスのものであれば、大体これぐらい。それからジェーン台風といった風水害被害とか、巨大な過去の風水害被害とかを想定した場合にはこれぐらいということで、面積を一応はじき出しております。これに基づいて考えた場合に、先ほど申しました6カ所程度の今候補地を上がっているわけでございますが、それで一応のところは何とか行けるのではないかと。ただ、先ほども申しましたように、それを上回る被害といいますか、廃棄物の発生というものもないことはないものでございますから、その場合には民間の土地とか、そういったものについてご協力を願う場合もあるのではないかとということで、今のところはまず第一次的なところでということでご理解いただければと思います。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 6カ所程度の候補地があって、民間の土地を利用することは余りそこまでの廃棄物が出ない可能性のほうが強いということによろしいでしょうかね。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） あくまでもこれは可能性の話でございますので、絶対とは申しませんが、現在過去の事例から申しますとということでご理解いただければと思います。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 廃棄物については、一時保管場所確保ができるということで理解しておきます。

また、仮設住宅用の建設用地、これも絶対必要なものだと思います。用地の確保、これについてのめどは立っているのでしょうか。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 仮設住宅用地のご質問であろうかと思えます。

町で現在想定している仮設住宅用地につきましては、公共用地5カ所を予定をいたしております。それを県に登録をいたしてはおりますけれども、うち3カ所につきましては優先度ランクはDとなっております、使用に際しての若干の問題はあるかというふうなことにはなっております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この5カ所で何戸ぐらいの仮設住宅建設が可能なのでしょうか。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応、住宅の建て方等にもなってくるとは思いますが、現在これで何戸という想定までは、ちょっとできていないのが現状でございます。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 勝浦町内で、最悪30戸、50戸の仮設住宅が必要となれば、結構な用地が必要となってまいります。そういうときのために、私は防災用の運動公園なりを、場所を見つけて建設はできないか、提案したいと思えます。これは、提案だけでお答えのほうは結構です。ご期待に沿って、防災用の運動公園の建設の是非について。

○議長（筈 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 先ほど申し上げましたとおり、町内で準備できている、想定している用地につきましては、優先度ランクはDというふうなことになっております。また、県でも応急仮設住宅用地にかなりの数、場所を確保はいたしている

んでございますが、こちらのほうも優先度ランクがDというふうなところが70%近くあるというふう聞いております。そこらから考えると、もう少し仮設用の住宅用地として適正な、安全なところがあればよいのではないかというのは想定できるものだと思います。ただ、今の段階で特に公園の建設について具体的なものを考えているところではございません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 私は言うつもりなかったんですけど、沼江バイパスの土捨て場を候補地として、私自身上げさせていただきたいと思っております。

次に、農業振興について、勝浦町は農業を中心とした町であり、農業によって支えられていると言っても過言ではありません。農業従事者の高齢化も進み、後継者不足で厳しい農業経営をどう立て直そうか、どう守っていこうとするのが、今の勝浦町の課題ではなからうかと思えます。

そんな中、近年若者の就農も徐々にふえ、農業が見直されつつある、少し明るいニュースもあります。農業の基本というのは、農業を守り、農地を守り、どう生産性を高めていくかということでもあります。最近、町内の至るところで耕作放棄された農地が多く見受けられます。どれほどの面積の放棄地が町内にあると認識されているのでしょうか。放棄地の中で急傾斜や道路事情などにより、農地として復旧、復元が不可能と思われる土地はどれくらい面積的にあるのでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、2015年度の農林業センサスのデータをご紹介します。勝浦町の耕作放棄地面積につきましては98ヘクタールとなっております。そのうち約4分の3で70ヘクタール余りが果樹園ということでございます。

それともう一点、復旧が困難な農地というご質問でございますけれども、これにつきましては農業委員会のほうで復旧ができない農地っていうようなところを判定することになっておりまして、28年度に約9ヘクタールの農地を非農地判定をしておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農地として復旧が困難な耕作放棄地9ヘクタールが非農地通知とおっしゃられたんですかね、今。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 28年度に9ヘクタールの耕作放棄地を非農地判定をしておるといところで、農地から除外したといところでございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農地から除外をしたということですが、それは農振地とかそういう条件は関係なく、農業委員会のほうで決定をしたと。一方的に決定をしたといふことでよろしいのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 農地法の中で、耕作放棄地の中から原野等になって、実際にもう農地に復元する見込みがないといった農地については非農地判定ができるということとなっております。

それと、農用地区域の話でございますが、それにつきましては農用地区域のままでも非農地判定はできるということになってますが、以後農用地区域からは除いておくというような手続が必要になろうかと思えます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 非農地判定ということは、農地ではないということで、ちょっとこれ通告には入ってないんですが、これの税制面とかはやっぱ農地としての税になるんでしょうか、山林としての税になるんでしょうか。税務課長に通告してなかったんで、産業課のほうで答えれるんなら産業課で。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 非農地判定をするということは、もう農地法の適用を受けないということになります。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 税につきましては、税法上で現況の地目で判定するということになっておりますので、農業委員会云々にかかわらず現状を見まして、畑であ

れば畑，そうでなければそうでないという判定をして課税をするようになると思います。ですので，農業委員会との判定のずれはどうしても出てくるかと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） それで結構です。

この耕作放棄地のうち復旧，復元が可能であっても所有者本人が復元に取り組むということは，いろんな事情が重なったの雑種地となった状態なので，本人が取り組むことは難しいだろうなあ。そこで，売買または借り受け等により復旧，復元をしたい場合，補助，助成は受けられますか。

○議長（笹 公一君） 産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 耕作放棄地の復旧に対する助成の話だと思います。

まず，国庫事業といたしまして，耕作放棄地再生利用交付金がございます。農用地区域の農地が対象となっておりまして，再生作業として1反当たり5万円の定額助成というものがございます。ただし，この事業につきましては地権者による再生作業は対象外ということになります。そのほかに，土地改良や営農定着経費といたしまして，1反当たり2万5,000円の定額補助がございます。また，町単の補助事業の中にも農地再生事業がございます。国，県が実施する補助事業の採択基準に満たない耕作放棄地に対して支援するものでありまして，2アール当たり5万円の定額助成ができるわけですが，再生作業に重機施工を必要とする箇所に限ることとしてございます。

以上，答弁とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この農地再生利用補助事業，2アール当たり5万円の補助金ということで，10アール当たり，1反に直したら25万円の助成が受けられるということなんで，それで間違いはないですかね。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） そういうことで間違いございません。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） この放棄地の復元に対して補助を受けたと。ここにみかんを



植えたい、そのときの補助金、助成、これはどうなりますか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） みかんの新植なり改植なりの経費、支援でござい  
ますが、町単の補助事業で20本以上の苗木につきましては、購入費の半額を助成でき  
ることとなっております。改植事業といたしましては、原則耕作放棄地については果  
樹産地協議会のほうで耕作放棄地への改植事業というのは認めてないというような現  
状でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農業の場合、補助、助成で十分再生が成るような方向性をい  
ただいております。ありがたいなあと思っております。この放棄地の復元に当たり、  
改植の助成であったり、多岐にわたる補助、助成が組み合わさった農業政策で、今農  
業離れが始まっている耕作放棄地に歯どめをかけ、農家や農地の減少を今後それによ  
って防ぐことができるとお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 耕作放棄地については、条件が悪いところってい  
う、耕作条件が悪い、日照条件が悪かったり、隣接道路がなかったり、また農道が整  
備されていなかったりといったところから、やはり労働者の農家の高齢化や労働力不  
足によって、そういうところが耕作放棄地になっていっておるといふような認識をし  
ております。町といたしましても改植事業なり町単の補助金等を活用いたしまして、  
労働力を軽減するなり、また品質がアップするような品種を植えていただいたりとい  
うところで、少しでも農地の維持ができるように努めてまいりたいというふうに考え  
ております。また、国の制度といたしまして、日本型直接支払制度というものがござ  
いますので、そういった農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動  
に対しまして支援をいたしまして、優良農地を今後も確保していきたいというふうに  
考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 次に、勝浦のみかん生産について、勝浦のみかん生産量は全  
国的に見れば微々たるもので、ブランド品には至っていないと思います。ただ、同一  
段ボールの使用がふえてきて、1つの目標に向かって今近づきつつあるのかなあ、そ

のように思います。将来、もっと高いところに目標を定め、勝浦のみかんをブランド化進めるのであれば、放棄地を復元させ、改植事業を奨励し、また新植への助成など、生産量を今の倍くらいまでは高めなんだからブランド品としての価値が少ないのかなあ。そして、糖度計の導入等により、品質の統一が図れるようになれば、一歩ブランド化に近づくとと思います。段ボールの統一だけでは、ブランド品にはならない。パッケージだけではだめである、そうと思いますが見解をお聞かせください。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、ブランド化につきましては生産量をふやす、生産量をふやしていくことというのはなかなか難しいことかもしれませんが、生産量を確保していくという取り組みは続けていかなければならないというふうに考えております。そのためにも国の果樹経営支援対策事業や町単独事業を組み合わせながら支援をしていきたいというふうにも思っておりますし、また品質も含めたブランド化というお話がございました。まず、今現在光センサー、選果機によります全個検査ができていない現状は、皆様ご承知のとおりだろうというふうに思います。まず、みかん協議会の中ではポータブル引き抜き式の光センサーで果実の品質調査を継続して実施いたしております。露地栽培、みかんにつきましては露地栽培でございますので、気候に大きく左右されるため、栽培には経験が必要であるというふうに考えておりました、協議会の篤農家の方々や技術者を中心に生産工程について協議をいたしております、中玉果の生産、高品質果実の生産として隔年交互結実栽培を推進をいたしておりますところでございます。

また、センサーの全個検査ができないといった段階で、線引きっていうのが非常に難しい問題でございますが、センサーを入れたら解決するのかっていうふうな話にもなってくるんですけども、いずれにしても出荷経費がかさんでくるという問題がございますし、この選果機を入れることが必ずしも農家所得の向上につながるかどうかにつきましては、十分な検討が必要なのでないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 今、やっと統一段ボールの利用者がふえて、ブランド化に向けて一步一步進んでいる状況ではあると思いますが、統一段ボールの利用について、

使用基準だったり使用の方法を明確にし、私の思いで言えば個人販売や贈答品用には使用せず、市場出荷のみの使用に限ったほうがいいのではと思いますが、統一段ボールの市場出荷のみの使用について、どうお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在の統一段ボールの使用につきましては、市場出荷に限定はしてございません。何でも使えるのかといった話になるんですけども、統一段ボール箱につきましては、1として他に誇れるみかんの出荷箱として利用をしていただくということなど、農薬はラベルを守って適正に使用していることなど、みかんの販売以外の目的に利用しないこと、他人に譲渡しないことなどを約束いただくことにはなっております。原料等の著しく劣化した品質の悪いみかんの出荷箱として利用したことが判明しますと、その方にはもう以後出荷箱は使えないというような取り決めをいたしておりますので、今現在のところについては市場出荷っていうふうな形での限定をしてないというところで、今後そういった統一段ボールの使用方法について縛りを入れるにつきましては、またみかん協議会の中でも十分議論をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 私が言いたかったのは、個人出荷、また贈答用に各個人が統一段ボールを利用した場合に、それが出回った場合に、市場を通さずに出回ったときに段ボールのイメージが落ちる可能性がある。やはり、市場出荷でしっかりした実を詰めて、市場を通したものでなければ、うち箱何でもいいんです、この箱に入れとってくださいやというて、その箱を誰かにプレゼントしたときに、何じゃこの統一段ボールの箱のみかんはと、そういう何がありますので、やはり市場出荷に絞っての統一段ボール、私はこのほうがいいのかなと思います。

次に、鳥獣被害についての質問でございます。

今の勝浦町では、農業の後継者不足、高齢化に加え、鳥獣被害によって農業から離れる人がたくさんいます。今、勝浦町で鳥獣被害による被害額をどのように算定されているのでしょうか。相当な金額になるなあ、かなり大きな金額、そういう数字的なものが出ないものか、はっきりとした、抽象的な数字で終わってしまうものなのか、鳥獣被害の金額、これは想像の金額になってしまうのかなあ、そうも思いますけど、

対策の駆除費として1,000万円予算組みをし、個体調整を行っております。その効果は、私は億円単位になっていると感じております。駆除対策が行われなければ、勝浦町内で今農業は成り立っていないと、そういうふうに思います。対策費用が1,000万円から倍の2,000万円になったところで、私は個体調整はずっと続けていくべきと思います。ご意見をお聞かせください。個体調整は必要であると。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 被害額の話でございますが、一応県と被害額、作物や鳥獣ごとに県が面積当たりの被害額を定めておりまして、被害面積につきましては農家への聞き取りによって算出した額がございます。平成27年度につきましては、町内の鳥獣被害額といたしまして1,858万円と推計いたしております。28年度につきましては1,666万4,000円というところで、約200万円弱の減というところでございます。これで全ての被害額が拾えておるかというところにつきましては、聞き取り面積も含めましての計上というところで、先ほど議員さんから数億円というような話ございましたが、そういった被害調査はできていないというところでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 個体調整について。

○産業交流課長（海川好史君） 失礼しました。個体調整、駆除報償費といたしまして1,000万円の予算を組んでおるわけでございますが、これにつきましては26年度、27年度、28年度と引き続き1,000万円の報償費を支出しておりますし、29年度につきましても同予算を計上いたしております。この事業につきましては、引き続き猟友会へ依頼しながら有害鳥獣についての駆除は引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 個体調整は続けてほしいなあと。先ほど、私が言った1億円単位になるというのは、もし1,000万円の駆除費を予算化せずに駆除をやらなかった場合、勝浦町ではそのぐらいの被害が起きてくるだろうなということで、1,000万円の駆除費を出しているから1,600万円で済んでいるのかなあと、私はそういうふうな感じで言わせてもろうたんですが。一方、電柵とかネットで被害の防止に努めてもおります。対象農地については、直接効果があって被害防止になりますが、その分周辺

農地への被害の拡散が心配されます。この制度は、自分がよければいいと、自分さえ被害がなければいいというような感じの事業で、根本的な解決には至らない。設置者及び周辺農地での効果とか、被害の拡散について聞き取り調査、今までに実施をされましたか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） ネット柵の実施につきましては、鳥獣被害防止対策交付金を活用いたしまして、平成27年度につきましては坂本、黄檨地区で約1,300メートルを設置しております。また、平成28年度につきましては、また同じ黄檨地区で1,200メートル、与川内地区で1,900メートルと、生名地区で750メートルの合計5,150メートルを実施いたしております。聞き取りにつきましては、事業実施が完全に終わった黄檨地区で1年経過しておるといふあたりも含めて黄檨への聞き取りにつきましては、ネット柵で集落的に、エリア的に囲っておるわけですが、その部分については被害はなくなっておるといふ情報については問い合わせ聞いておりますが、未実施地区の農地や集落では被害は続いているというふうな認識でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 被害の拡散というのはいないですか。そこに被害がなくなれば、隣の畑に被害が行ってしまう、そういうふうな。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 当然、この町単事業については個人の園地を対象に、個人の農地だけに対して整備するといった方向で推進しておりますが、この国保事業につきましては集落、ある程度のエリアを対象とした整備をしておりますので、そのエリアからはとりあえず入ってこんというふうな形にはなっておるわけで、隣の集落へ移動するやというふうな話には当然なって、整備してなかったらそういう話になってくるんだと思います。鳥獣害対策につきましては、ネット柵を張る、駆除をするというふうな話も当然なんですけれども、やはり集落での環境点検なり、冬場の餌をなくしていくとか、耕作放棄地なり餌場をなくすということから始まって、まず鳥獣を見かけたら追い払うといったような集落ぐるみのそういった取り組みのことも大事になってくるんだろうというふうに考えております。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 農業振興について最後の質問をさせていただきます。

農業振興の一環として、改植事業を推奨していただいておりますが、多くの方が事業に取り組んで、みかん産地勝浦のために頑張っております。一方、改植後鳥獣被害に遭われたり、何らかの事情により再び荒廃化してきた園地があるように聞いております。改植後の追跡調査は行っておるのか。

まとめて質問します。不適切な状況の場合、指導はその都度行っているのか。もう一点、改植補助金の初年度での一括全額払いに問題はないか、この3点について改植事業でお答えください。

○議長（筈 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 改植事業につきましては、小松島、勝浦地区果樹産地協議会が実施しているものでございまして、町といたしましてはその協議会の構成員として一緒に事業を改植事前事後の確認を実施しておるといような実態でございます。過去に実施いたしました改植事業箇所に耕作放棄地については存在していないというふうに認識をいたしておりますが、鹿による食害が発生している園があるということも聞いております。果樹産地協議会といたしましては、今後も捕食や獣害対策をするよう指導してまいりたいというふうに考えております。

また、事業実施後につきましては、4年間の間に少なくとも1回、また8年後に1回の確認を実施するような事業の確認が必要ということでございます。

以上です。

○2番（松下一一君） 補助金の一括して1年目に全額払ってしまうということについて問題はないですか。

○議長（筈 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 改植に対する経費と未収益に対する経費が助成されておきまして、未収益期間も含めまして1年目に全額払うということについては問題はないというふうに考えております。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 問題がなければ、それでいいんです。

最後の質問になります。

県の果樹農家の育成にも貢献した試験場が役目を終え、いよいよ29年度末に閉鎖と聞いております。このことについては、以前にも質問をさせていただきましたが、このことについて県側とお話をされたことはありますか。また、改良に当たっては町や地元も大きく貢献したと思います。役目を終えようとしている跡地について、県側の考え、方針はどのようなものでしょうか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 果樹試験場についてのご質問をいただきました。

議員からもございましたように、今年のこの若あゆ会議でも果樹試験場の跡地についての利用についてということでご質問をいただきまして、当時町長のほうから答弁をさせていただいたと思いますが、そのときの答弁のちょっと繰り返しにはなりませんけれども、平成26年度にそれまでに検討委員会を立ち上げて、いろいろ協議を検討させていただいたと。その中で、答申ということで、跡地につきましては勝浦町の農業振興定住促進、あるいはみかん栽培にかかわる文化を継承する施設として利活用することが望ましいというような答申をいただいたというふうになっております。ただ、昨年度の答弁の中でもしかしながらというところで、類似施設等の視察とか、そういうのも検討委員会ではさせていただいたようでございます。取得経費とか将来の維持管理に要する経費が多大となると判断をされる場合には、今回の取得は断念することも選択肢に加え決定されたいというような答申を受けまして、当時こういった取得経費とか維持管理の部分、非常に多大な負担になるという判断のもと、26年の段階で断念をして、県にもその旨を報告したということでございました。今年の答弁に、それに加えまして、県からの大きな条件変化等の申し出がある場合につきましては、その時点で再検討を考える余地があることについてもあわせて述べさせていただいたところでございまして、その条件につきましても現在は同様の見解とご理解いただいて結構かと思っております。

その後、県とそういったことについて話をしたことがあるかということでございます。実は、先般、先ほど議員からもございましたように、この29年度末で閉じるということで、その後について県からも正直申しまして、その後接触というか、先方からは接触なかったものですから、私どものほうとしても県の意向について問い合わせるという形になりましたが、私どものほうからいろいろ教えていただき、伺いました。

現状といたしましては、秋ごろをめどに、また最終的に地元の意向も聞いてみたいということです。昨年夏の段階で県とお話しさせていただいた段階につきましては、先ほどお答えしたとおりの状況でございましたので、その後町のほうでどんな考え方、変化はあるかどうかとか、そういったことについて再度聴取したいということでございます。この後は、29年度末ということになりますので、その後仮に入札とか、それからそういった売却とか、そういったものに進むとするならば、仮定ではございますけれども、財産処分についての一連の手続が必要になってくるということでございまして、そういったものについて町が買わないとか、譲渡ないしは貸し付けを受けないというような話であれば、そういった手続にも進む必要がございますというような話でございました。

また、売却とかいろいろ公募貸し付けとかいろんな手段はあるようでございます。仮に、入札にかけても応札がなければそのままになりますので、そういった状況も見ながら、仮に入札がないような状況でございましたら貸し付けというような判断も県としては考えるというところでございます。ただ、この貸し付けにつきましても、県のほうでこういった同じような財産幾つか抱えておまして、貸し付けにつきましても、私が知るところでは2カ所ほど貸し付けをしている事例がございます。

海陽町のほうの旧の海南分場であるとか、それから今の石井の農大、こちらのほうが貸し付けをしている実態があるようです。聞いてみますと、公共性が高い案件につきましては無償での貸し付けとかしている事例はあるということでございますが、この公共性というのが非常に高いハードルでございまして、県のほうでも公有財産最適化推進会議という審議会がございまして、こちらの判断を仰ぐということで、例えば学校であるとか、そういった部分での教材に使うとか、そういう場合については公共性について認めているケースがあるということです。実際に、海南分場につきましても、小・中学生とか、そういったところでの食育とか、そういった部分での学習に使う部分については無償で貸し付けしていますが、一部で一方作物をつくってそれを販売している部分も一部あるらしく、そちらについては有償で貸し付けていると。旧農大につきましても、徳島大学のほうが生物資源産業学部というのが新たにできましたけれども、そちらのほうでの研究なんかに使う場合については、無償で貸し付けしていますが、それ以外の民間事業者について貸し付ける場合、営利が絡んでくる場合につ



いては有償で貸し付けと。こういった状況がございまして、この公共性というのをどう担保していくか、どういうふうに考えていくかというのが、もしこれから町として果樹試験場を今後利活用していくというふうなことを検討していく上で、非常に考えなければいけないというところになってこようかと思えます。

それと、ご承知のとおり、財政負担も伴う部分がございます。仮に、無償で貸し付けを受けたとしても、維持管理については多大な経費がかかりますし、今の果樹試験場につきましても数名で管理を担当しているようでございますので、そういった者の人件費とか、そういった部分も必要になってこようと思えます。そういったもろもろの条件を最終的には検討をした上で判断していくというような状況になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） かなりハードルの高い交渉になるのかなと思えますけど、町としての秋口をめどに話をということだったんですが、町としての判断は欲しいのか欲しくないのか、使い道があるのかないのか、利活用をする気があるのかないのか、それによって全然話は違うと。町は、何とか欲しいなという気になると、お荷物になるものは要らん、頭からもう要らんと決めつけてかかるのと、全然結果は違ってくると思うんで、今の時点で町にとってはこれは将来お荷物になる財産とお考えですか、また利活用できるものと考えですか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 現在の果樹試験場の跡地につきましては、大体全体で9万平米ほどあるというふうに聞いております。そのうち山林部分が2万2,000から3,000平米、大分上手のほうにあります。果樹試験場自身にも余り手入れとか入れてないということなのですが、なかなかそこらについては利活用というのは難しいんじゃないかというのが実感としてございます。

それと、あとの畑の部分、今実際に果樹とかいろいろ植わっております。こちらについても試験というか、何かそういった形の、仮にそういったところを学習の場とするのであれば、いろんな樹枝も植わっておりますし、逆にそれがそのまま活用できるのかもわかりませんが、一方で先ほど申しましたように営利という形にな

ると、その場合はなかなか無償ということは難しいんだろうと思うんですが、すると改植というか、そういった部分が逆に経費もかかってくるというところもございまして、町としましてはできるだけ活用するのであれば経費を抑えたいというのも実態としてございます。そういったもろもろの諸条件を勘案していく必要がございます。これは、先ほども申して重ね重ねになりますけども、そういった諸条件を考えた上で判断していかざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、そこらあたりを十分判断してまいりたいと思っております。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） ここは、3月いっぱい閉鎖と、それは決まっていることだと思うんで、それまでに町が欲しい、また第三者が欲しい、誰も手を挙げる人がいないと、誰もが要らんというときに、県はどういうふうな処分をされる、それは聞いてないですか。

○議長（筈 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） それは、現状のところとしましても、県としてもこれから町の意向を聞くという前提もございまして、町としてもそれを受けて考えていくということでございますので、最終的にそこまでの話というのは詰め切っているものではないということでご理解いただければと思います。

○議長（筈 公一君） 松下議員。

○2番（松下一一君） 大体のこと、試験場についてはわかったような気がします。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（筈 公一君） 以上で2番議員松下一一君の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、小休とします。

午後3時22分 休憩

午後3時39分 再開

○議長（筈 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番議員井出美智子君の一般質問を許可します。

井出美智子君。

○9番（井出美智子君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、九州・東北地方の豪雨災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。そして、亡くなられた方々に心からの哀悼の意をささげて始めたいと思います。

先ほども2番議員の質問の中で、有害鳥獣駆除の取り組みがされておりました。2番議員は、2015年7月議会でも有害鳥獣駆除の取り組みはということで詳しく質問をされております。その中で、産業交流課長は捕獲実績は伸びていると答えております。先ほどの2番議員のお答えの中で、課長は27年度、28年度、29年度、1,000万円の補助金と答えております。捕獲実績は伸びているのに、町の財政上の問題から、やはり補助金が1,000万円に頭打ちになっている実情がございます。

そこで、この問題をもっと前向きに解決するために、ぜひジビエの解体処理場をということで質問させていただきたいと思います。鳥獣被害を財産へということで、特にイノシシと鹿の利活用を目指すための施設の建設をしていただきたいという内容でございます。

特に、我が家はみかんの生産農家でございますが、イノシシよりも鹿の駆除が最も農家にとって必要とされております。鹿にかじられたみかんの苗木は、もうそこで大きくなりません。幹をかじられて、植えても大きくなりません。我が家も100本の苗木を植えて、半分ぐらい鹿にやられて、しばらくそのままにしておりましたが、頑張って植え直しました。そうすると、先に植えたみかんの木は、もう実がなるぐらいに大きくなっています。最近植えたのは、また数年お金を稼ぐまでに時間がかかります。やっぱり、今のままの駆除体制では1,000万円が頭打ちで、これ以上の駆除がふえるという見通しがいいのではないのでしょうか。それで、ぜひこの後の肉の処理場があれば、もっとふえるのではないかという立場で質問させていただきます。

解体処理施設ですが、保健所の認可を受けた施設で食肉処理業者が捕獲、搬入された鹿やイノシシの解体、加工を行う施設でなければジビエとして流通させることはできません。特に、イノシシや鹿はしとめてから1時間以内に解体しないと味が落ちてしまうため、すぐに解体しなければならないと。それから、銃刀法上、猟銃の保管の面でその場で解体するには問題があると調べましたら書いてあります。ちゃんと猟銃を使わない場合は、保管場所に必ず入れなければならないので、猟銃を近くに置いたまま鹿やイノシシの解体をその場で行うこと自体が銃刀法に触れると書かれてありました。それからもう一つは、沢などの解体場所ですと沢の汚染とかにおいの問題が

ありまして、やはり数多くの鳥獣を処理するには施設が必要となるのではないのでしょうか。

厚生労働省の調べでは、全国に451施設あって、イノシシは年間に50頭未満の処理する施設が78.2%、100頭も処理する施設は1割強の11.9%、300頭を処理しているのは同じく1割未満の9%だそうです。それ以上処理する施設は、もう本当に0.9%しかないということです。鹿は、ちょっともう少し年間50頭処理する施設が62%、次のようになっています。調べてみますと、これくらいの広さと設備があれば保健所の許可がおりるそうです。これは、肉の処理をする施設だそうです。つくれないのか、このような処理施設ということで写真に取り込んでみました。血を抜いたりするのは、このように外でいろんな施設は行っております。

課長にお尋ねしますが、これまでの5年間の推移をお尋ねします。捕獲頭数とか補助金の支出、補助金の支出は先ほどの2番議員でここ3年は1,000万円と聞いておりますが、それ以前の2年間についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、捕獲頭数についてご答弁を申し上げます。

24年から順番に申し上げます。まず、ニホンジカでございます。24年からです。43頭、113頭、275頭、243頭、335頭でございます。続きまして、狩猟期の鹿についてでございますが、88頭、128頭、102頭、199頭、170頭となっております。続いて、イノシシにつきましては、49頭、77頭、97頭、153頭、113頭ということになっております。鹿につきましては、右肩上がりではほぼ伸びておるというところと、狩猟時期の鹿につきましては27年がピークというところと、イノシシにつきましても27年がピークというように考えております。

それと補助金の支出についてでございますが、24年、25年につきましては、24年につきましては298万円でございます。25年につきましては500万円といったところでございます。26年につきましては980万3,000円といったところでございます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

もう少し補助金が出れば、もっとふえるのではないかという私の予想でございます

が、今後の見通しについてお尋ねいたしたいと思います。

農作物を、これちょっと表現が、農作物を守るために駆除するための捕獲と、猟師としての捕獲に温度差があり、わなの技術が広がらない問題がございます。私のような農家としては、もっとわなの仕掛け方、駆除の方法を一般的に広めていってもらって、誰でもみかんをつくっている人が簡単にイノシシとか鹿を捕まえることができないのかっていう願いがございます。その対策は、町はどのように考えておられますか、お尋ねします。

○議長（節 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 議員ご指摘のとおり、捕獲技術の伝承につきましては、猟師と農家の温度差があるということにつきましては認識をいたしておるところでございます。猟師につきましては、個人的狩猟技術を競うというような側面があるんだろうと思いますし、農家につきましては農作物の被害防止のために有害鳥獣を捕獲し、駆除したいという思いがあるといったところで、以前から鳥獣被害、農作物の被害がない時代から猟友会さんというのは狩猟というのは、有害鳥獣駆除のためにやっていたわけではなく、あくまで狩猟を楽しみたいというようなところから始まっておるといったところから、そういう温度差があるというか、根本の駆除、捕獲するときの思いが違ふんだろうというところがございます。猟友会さんなり、猟師さんというのは、確かにそういったわなに対する捕獲技術についてもすぐれておるっていうふうに思っておりますし、猟友会さんの中にでもベテランのハンターさんにご理解をいただきながら、そういった技術についてもできるだけ町内に広げていけたらというふうにも考えております。

また、県の猟友会の主催の技術講習会がございまして、狩猟技術を身につけたいというふうな狩猟免許取得者がございましたら、そういった技術講習会にもご参加できますので、また町といたしましても周知も含めてしていきたいというふうには考えておりますが、先ほども申し上げましたように、狩猟技術だけでなしに鳥獣被害対策につきましては、やはり集落でそういう被害に遭わないような対策っていうものもあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（節 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 課長は控え目な方ですから、この28日に主に農家を対象としたわなの仕掛け方の交流会を企画してくれております。こういう講習会は、私は初めて参加させてもらおうと思っているのですが、もっともっと改善センターで行われている営農講座、そういう場所でも取り組んでいく。だから、イノシシとか鹿の捕獲を今までは猟友会任せだったのを、もうちょっと視野を広げて農家の人にももっともっとわなの免許を取ってもらって、技術を広めて、とれる人をふやす。農家としてもきちっと鳥獣被害を少なくしていくという方策を広めていきたいと思います。営農講座とか、いろんな農業講習会の場でそういうふうな講習を行うとか、わなの免許をもっと取る人を広げていくという取り組みについては、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 県の猟友会のほうでは、講師自体も紹介していただけるっていう情報も聞いておりますので、また県猟友会のほうとも相談いたしまして、営農講座等において講師の派遣についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹 公一君） わなの資格を広げていくっちゃうのは。

○産業交流課長（海川好史君） わなの資格につきましては、狩猟免許の取得が必要となってございます。町単の補助事業におきましても取得に係る経費を助成支援しておりますので、そういったことも含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 私もことし1月に、どうしてもイノシシや鹿をやっつけなあかんと思って、このままみかんを食べられるのはたまらないと思って取りに行っで、プレッシャーかけられたんです、担当者に。この免許で落ちた人はいませんって言われて、講習に行っで、講習でここが出ますっていうところだけを勉強したら、勉強してないところがいっぱい出っで、2次試験に進めるかどうかのときは落ちるかもしれないと思って、このまま落ちたら勝浦町の役場へ何て報告しようと思って、すごくプレッシャーがかかりました。私の隣の八多から来た人は、2次試験に進めずに落ち

ていました。それから、一緒に受けた戸川さんとか出葉さんも、何かプレッシャーかかっているみたいなので、わなの免許を受ける人に余りプレッシャーをかけないように、心からお願いいたします。何とか受かったときは、みんなで胸をなでおろしました。

それともう一つ、今山のみかんの生産者にわなの免許、町の補助金が出るから取りませんかと言うたら、取りに行こうかと。それで、わなの講習会もあるから行きませんかって声かけたら、みんなそれはええなあ行こうかっていう話になります。今まで、聞いてみますと中山間の中で免許を取っているのは、今山ではたった1人でした。せっかく町のこういったいろんな制度があって、困っている農家に活用できてないっていうのはすごくもったいないなと思っておりますので、先ほどのお答えのように、もっともっと広めて行ってほしいということをお願いします。

課長にお願いしましたので、次に町長はどう取り組んでいくのかということで、大事なのはやっぱりトップの姿勢ですから、有害鳥獣を資源として収入に変える取り組み、解体処理場をつくる意思はあるのかということ町長からお答えいただきたいと思えます。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 大変熱心に勉強されて、答えも言ってくれたかなと思うほどの説明でございました。このイノシシ、鹿の数がふえてると。先ほど2番議員の説明の中でも、やっぱり個体数を減らすことによる効果が一番大きいというような説明もたしかされておりました。そのとおりだと私も思っております。

そうした中で、こうした鹿の肉を収入に変える取り組みとしての解体処理場をつくってはというようなことでございます。この点につきまして、県内で設置をされております2カ所、那賀町と三好市のほうで解体処理施設がございまして、そうした運営状況を確認をしております。指定管理料金や補助金によって運営をしている状況だと聞いております。なかなか大変な経営だということございまして、実質補助金があれば大変運営が厳しいという現状であることでございます。そして、また課題といたしましては、運営主体といたしまして料理提供者の施設が要ると。また、猟友会との連携とか、そうしたことをどうするのかとか、また処理した肉の販売ルートを含めて、非常に経営が成り立つかどうかを検討する必要があるんじゃないかならうか

というようなことをございます。この点につきまして、猟友会との協議を全然してない状況での話をございます。いずれにいたしましても、経営が成り立つには大変厳しい状況にあるというような話は聞いておるところでもございます。

以上をございます。

○議長（鄧 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 今のお答えは、経営が難しいのでなかなか取り組んでいくのは二の足を踏んでいるというようなお答えと受け取りました。

一番大事なのは、食肉加工を行う人材の育成と販路の確保と言われてます。人材の育成、多分いろんな取り組みも人材がいればクリアできるんだと思っております。課長とも話ししてはしましたが、この解体処理場を運営していける力がある人はいるのか、それが人材が確保できれば何とか販路の確保とか、いろいろ可能なんではないかって頭をひねってますと、なぜか前議長の顔が課長と話ししてたら浮かびまして、国清夫妻であれば可能なような気がするかと私が申しますと、課長が国清さん夫妻は忙し過ぎるって言われましたが、忙しい人こそ能力が高くて、いろんな新しい取り組みにチャレンジしてくれるのではないかと思います。生肉として処理するだけではなくて、ペットフードとして乾燥して販売するとか、今までの発想を超えて、できるだけ廃棄処分のないような、鹿の皮なんかは加工に大変向いてますので、鹿の皮を加工したものを商工会に委託して製品化する、染めて製品にする。それから、生肉としては町内のいろんな業者に安く原価で卸してもいいと思うんです。そして、なかなか生で食べられないのを、乾燥する機械はそんなに高くないので、仕入れてペットフードとして情報館で販売する。そういうふうに発想を変えればお荷物になる、補助金でなければ運営できない加工施設ではなくなるのではないかと。だから、そういったことを実際に実現していける人材の確保こそが一番大事なのではないかと思います。そういうことも含めて、ちょっと発想を変えて暗い答弁だった町長は、今の私の提言を受けてどのように受けとめられたか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（鄧 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 解体処理施設が十分やっけていけるのであれば、有効な手段の一つだと思っておりますし、そうした廃棄するものを有効活用する。しかしながら、今県内2カ所あります。1カ所、三好市については毎年のように大変厳しい経営



であるという実態が出ておりますので、そうした先進地に勉強をしてきて、結果としての報告というような話で対応させていただいております。猟友会との関係もござい  
ますし、そうした中でまだ多くの課題があるというのは事実だろうと思っております  
ので、きょうの答弁ということになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 赤字でなかなか運営が難しいところを先進地の視察とは言  
わないと思います。やはり、先進地の視察に行くのであれば、もっと明るい未来があ  
るところを視察に行って、こういうふうだったら運営していけるというところを視  
察に行って、町の財産として取り組んでいけるような対応にしてほしいということ  
を重ねて申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

地籍調査を早くということでございます。

最近、生活相談で相続の相談を受けました。なかなか昔の相続の仕方が、地番とか  
が間違っていて、すごく手間がかかりました。やはり、今生きているお年寄りが元気な  
うちに地籍調査は終わらさなければ、このままでは困るのではないかということ  
を本  
当に実感いたしました。2014年7月の森本議員の地籍調査の質問によりますと、当初  
計画と10年間の実績はという質問に対して、総面積が68.09平方キロメートル、平成  
16年から40年間の予定で始まったと。26年度発注済みまでは、8.75平方キロメー  
トルで、全体の12.8%完了となっておりますが、それから少し時間はたって中山が終  
わっ  
て、今坂本へ行ってありますが、このペースで行きますと、もうどこがどこかわか  
らなくて、山へ入っても手間だけかかって何をしているのかわからないような状況に  
なるのではないかと危惧されております。1地区ずつ順番に終わらすようなスピー  
ド  
では、手おくれになるのではないかと心配されております。一番下に書いてありま  
す  
が、地籍調査への着手がおくれればおくれるほど、土地境界の調査に必要な人証や物  
証が失われ、調査は困難となっていきますと。このためできる限り早期に調査を行  
い、今のうちに正確な土地情報を残しておくことが求められているわけです。

きょうの質問の中で、災害に対する質問が数多くございましたが、阪神・淡路大震  
災や新潟中越地震などの経験から、地震などの大規模災害への対策が急がれている  
んですけれども、災害から町民の命や財産を守ることは、行政にとって最も重要な課題

であることは本当に大事なことなのですが、万一災害が起きてしまって復興する場合に、やはり地籍調査をちゃんとできてればいろんな対応が早くできるんですが、それができてるところとできてないところでは全然スピードが違うっていうことが言われております。

それで、調べてみますと、徳島県は四国で最もおけているということがわかりました。ちょっと仙才さんでないんで、一番下の図を大きくする仕方がわからないんですが、ズームをすればいいんですか。見ていただくとわかる、もうちょっとズームしたほうがいいかな。もう見えますか。右のほうで一番低いとこ、あれが徳島県です。あと香川、愛媛は、もうかなり81%とか78%とか、お隣の高知でも48%となっております。徳島県は、この時点で30%で、中国、四国、九州で、鳥取が一番低いかな。鳥取と和歌山が低いけど、おけているのを競っております。調べてみますと、前から言われているように、事業経費は余りかからないと。これまで以上に、災害とか相続などで地籍調査の必要性が高くなっているわけです。それなのに、森本議員の質問の当初計画のまま行くのかどうか、そこが問われているわけです。

課長に質問いたします。現在の進捗状況と今後の予定をお答えください。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） では、現在の進捗状況と今後の予定ということで、まずちょっと簡単におさらいをします。

今までの地籍調査の経緯といたしましては、平成16年から棚野地区、中山地区、それから坂本地区と推移しております。そして、29年度にはスピードアップをということで、坂本地区に加えて生名地区の2地区の現地調査を今年度から実施することとなっております。

そこで、スピードアップをするに当たりまして難点が2つございました。それは、広さを広げる場合については、その地区の運営委員さんに負担をかけるというのが1つと、職員の人員体制、いわゆる人員体制といってもやはりかなり現地出たり、いろいろ苦情処理とか、かなりありますので、やはりベテランが何名か必要でございます。それを解消するために、事業エリアを拡大しようとする、2つの策を講じることとなりました。1つについては、1つの地区に負担をかけるのではなく、2地区にして負担を分担するというふうなことが1つ。それともう一つについては、人員体制

ということで、人員体制なかなか職員ふやせませんので、外部から何らかの形でお手伝いをさせていただいてということで進めようとしております。

それで、まず現在の進捗状況というんは、先ほど申しました中にもありますが、ことしにつきましては坂本地区が1キロ平方メートル、それと生名地区は0.39キロ平方メートル、生名地区におきましては、生名バイパスの前後の平地から勝浦川の沿い、かなり広いエリアの平地ということで、一応エリアも決定しております。現在のところ、9月から10月上旬にかけて現地調査の費用を組んでおりますので、それで役場としましては粛々と準備を進めております。

以上が進捗状況と今後の予定でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

これは、各地区から地籍調査の申し込みがあつて取り組むと聞いておりますが、今まで取り組んだところ以外に希望が出ている地区は、あとどれくらいございますか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 地籍調査を始めたのが平成16年で、うったてのときに各地区から地区で話し合いをして準備態勢をお願いをして、それでいろいろ各個々の家の調印、判取りなんかをして準備できてますよというふうなことで、申請が上がってきたところから順番にしております。それで、今現在生名までの申請が出ておりました、後についてはまだ申請が出ておりません。しかしながら、現在は生名までをやつて、ある程度めどがつかましたら、また順番については募集とか、そういうふうないろんな方法を講じていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 募集は、いつするのでしょうか。生名のめどが立ってからですか。もう今から募集して、準備を始める必要はないのでしょうか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 生名地区が、何年かかるかという、僕の予想ではあと三、四年、坂本地区があと七、八年かなと思います。長くてね。だから、終わる一、二年前から一応準備させていただいてということで、今すぐに決めるような話ではな

いと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 先ほどから、課長の答弁を聞いておられますと、やはり先に終わりました中山の地籍調査の実態を聞いておられますと、本当に山をこいで草を刈り上げてするのは大変なことを折に触れて聞いておりました。

そこで、副町長にお尋ねしたいと思いますが、ドローンの活用ってというのはどの程度しているのかっていうことでお尋ねします。ドローンを使用できるように——UAVってというのはドローンのことですけど——用いた公共測量マニュアル案及び公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準案を公表している。この活用を、こういった地籍調査にも活用できるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 地籍調査へのドローンの活用ということでご質問をいただきました。

専門的な話になりますので、ちょっと私も門外漢なところございまして、十分お答えできるかどうかわかりませんが、測量等について今実際にこういった形でのドローンの活用をしている事業者とか、そういった会社等も県内にもあるようには聞いておりますが、地籍調査ということに限って申しますと、お尋ねしても今のところ県下の自治体などでは活用している事例と申しますか、こういったものはまだないような形で聞いております。念のためネットなどで県外とかにもあるかどうかというのも、ちょっと検索はしてみたんですが、なかなかうまく見つけることができませんでしたので、現状としてはなかなかこういった形でドローンを地籍調査に活用しているのは、事例としてはなかなか見当たらないのではないのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 副町長のお答えでは、他の自治体での活用事例はないのかと聞いたら、ないっていうことでしたけど、町長これ国に聞いてみて、県に聞いてみて、勝浦町はこれでやりたいけどやれないのかって聞くことはできますよね。どうで

しょう。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 当然、聞くことは可能なんかどうかっていうようなことは聞けると思います。聞いてみましょうか。少し時間をいただかなんたら、今すぐというわけにはいきませんので、わかりました。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） これは、ドローンで撮影した映像です。カメラを設置して、このようにいろんな写真が撮れるという一例です。業者、先ほど大西議員のアドバイスで業者を聞いてみたらいいということがございましたので、ぜひ確認してもらいたいと思います。そうすれば、急傾斜の山の中をお年寄りがこいでこいでしなくてはならないっていうことはない。課長は手を振っておりますが。ドローンの費用も調べてみました。案外ドローン本体も安くって、これは1つの業者の例ですけど、そんなに高くなかったわけです。撮影自体は。今回は、地籍調査は難しいっていうふうな、何か副町長とか課長の首の振り方を見ると、活用できないっていうふうな感触ではございましたが、やはりこのごろはグーグルであらゆるところが地図としてできるんだから、今新しい機材を利用して測量に生かすっていう時代が来ていると思います。だめだから使えないっていうのではなくて、それを活用してやれないのかという立場で取り組んでももらいたいと思います。特に、災害対策としてドローンも期待されておりますので、庁内の人材の育成をしたらどうかということがございます。庁内でドローンを使う人はいるのか、課長ご存じでしょうか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 町内で個人的に使う方は知らんのですが、測量会社とかで勤めとる方とかの系列ではおると思います。それで、ある測量会社にドローンの話いろいろ聞きますと、ちょっと話かえてええですか。地籍調査つちゅうんは、現地にくいを打って、そのくいをはかるんですよね。ほんで、はかるんについては、やはり法務局とか持っていくんで、誤差とか余りないほうがええんですよね。もういっぺんはかり直したらこんだけも違うたとか、そういうふうなんはがい悪い。ということ、規定があって、書物によると10センチ以内の、逆打ちして10センチ以内の誤差以内でないといけないよというふうな規定がございます。それで、ドローンで上写真

撮れて、いろいろできるんですけども、葉っぱとか木とかがあったら、その目標が写らないと。目標に対してもやはりきれいに誤差がないように放射せないかんとか、いろんな制度的なものがあって、なかなか法務局扱いの書類については難しいのかなというふうなことは思います。

それで、先ほど議員さんおっしゃられたように、災害時にドローンの利用とかというふうなんありますよね。最近、テレビを見よってもこんな画像すごいなっちゅうんがあったら、やはりドローンとかで撮っとんですよ。ほんで、ある勝浦町出身の測量会社の方が、ドローンうちの会社で持つとるから、もし災害があったら勝浦町出身なのでお助けにまいりますと、それについては費用が発生するのかなと聞いたら無償で来ますからということでおっしゃられました。被害の状況とか山奥で土砂災害があったときに状況を把握して、土砂ダムができたら危険で逃げないかんとか、そういうふうな状況を十分に把握するんは、やはり徒歩ではなくドローンみたいな空中作戦でいくんが一番ベターだというふうに考えます。

ちょっと、話それましたけども、それでもう一つそれますと、災害復旧とかそういうふうな測量というのは、やはり危険な場所に入りますから、ドローンでかなり測量制度、測量制度と言わずにある程度縦横断的な測量ができますんで、そのあたりは利活用が可能と思います。

以上です。

○議長（鄧 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

きちっとした測量をする場合は、専門の方に測量して山へ入ってもらう必要はあるんですが、私がドローンを活用したらいいっていうのは、土地の所有者が山の中に直接出向かなくても、映像でそれでいいっていう許可をもらって、あと測量は実施に専門に入ってもらうように活用したらいいのかという立場で質問をいたしましたので、できれば勝浦町においてはお年寄りの負担とか、忙しい人の負担軽減のためにも専門家がしっかり山へ入って映像を確保して、それで後日まとめて地権者にチェックをもらって了承をもらうというような利用の仕方をお願いしたいという立場で質問をさせていただきました。ぜひ町内での人材育成もお願いしたいと思います。

時間が余らないので、次に参ります。

国保の広域化についてでございます。2015年に、医療保険制度の改正法案が成立したことによって、2018年度をめどに国民健康保険制度が大きく変わろうとしております。国民健康保険の運営を都道府県と市町村が協働で担うことになり、今年度は実施に向けての準備期間ということで、県と市町村でさまざまな協議がされていますが、保険税がどうなるのか、減免制度がどうなるのか、いまだ具体的な案が示されていないと聞いておりますが、特に徳島県は保険税の試算額を公表していませんが、この全国で試算結果を公表した県では、保険料が軒並み引き上げられております。収入が多いほど逆に下がって、収入の低いほど保険税が上がる傾向にあると言われております。今でさえ国民健康保険税の加入者の皆さんは、収入が低い人ほど負担感が大きくて、これ以上高くなったら払えないと心配されている方が本当に多いので、課長にお尋ねしますが、来年度をめどに行われる国保改革の概要はどのようなものか、また目的は何かについてお答え願いたいと思います。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 国保改革の概要と目的合わせてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、国民健康保険法の改正によりまして、来年30年4月1日から新しい保険制度が始まります。この新しい保険制度では、国保財政が不安定になりやすいなどの財政運営上の構造的な課題を解消するために、公費による財政支援の拡充により、国保の財政基盤の強化を図ったりします。また、都道府県が財政運営の責任主体となりまして、安定的で効率的な財政運営や事業の確保等、制度の安定化を目指して市町村と県と協働で国保運営をすることとしています。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

これは、国保財政が不安定になりやすい等の財政上の運営とか、構造的な課題を解消するためとか、公費による財政支援の拡充により国保の財政基盤の強化を図るといいうきれいごとではございますが、国の本音はふえ続ける医療費を国の負担をいかに抑えるかにあるわけです。年金に関しては、もう試算によりますと、これ以上大幅にふえる見通しはないのですが、団塊の世代が高齢化するにつれて、医療費はどんどんどんどんふえていくという試算がございますので、それをどのように抑えるかという観

点で広域化を図る目的と聞いております。

では、この国保の広域化、次に町の業務はどのように変わるのか、県下に統一された場合、どのように変わるのかっていうことを課長のお言葉でお答えください。ちょっと、これ私が調べた資料ですが。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 新制度におきましての国保の手続と町の国保業務はどう変わるかというご質問でございます。

市町村は、地域住民と身近な関係のもとに資格関連、保険証の発行等も含みますけれども、その後保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施することとなっておりますので、この制度改革においても町の国保業務自体に大きな変化はないとは考えております。

ただ、今議員さんもおっしゃったとおり、国保財政の仕組みについては変化があると考えておりまして、今の議員さんのほうからも財政運営のお話が少しありましたので、あわせてご説明申し上げたいと思います。

例えば、現在市町村における保険税の一般的な決定方法につきましては、1年間の医療給付の総額を見込みまして、その総額から国庫負担金等を控除して、必要な保険料から算出した額を保険税として決定しております。それらの国庫負担金等、保険税を財源として保険給付費を支出しております。これが、新制度後におきましては、県が示しました標準保険料を参考にして、市町村条例において国保の保険料率を決定して賦課徴収を行うことになっておりまして、市町村は県から納付金と税収を財源としまして、給付費として県のほうに納付することとなると思います。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 課長にお尋ねしますが、お答えの中にありました標準保険料ということは、一体どういうことでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 標準保険料というものはどういうことかとお質問だと思います。

標準保険料につきましては、毎年度厚生労働省令で定めることとなっております。



て、原則的な考えとしまして、都道府県が統一の算定基準による市町村ごとの保険料の標準的な水準をあらわす市町村標準保険料率、それと各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準に基づく保険料率をあらわす、いわゆる各市町村の算定基準に基づく標準保険料率がありまして、将来的な保険料水準の統一を図るというような観点から、標準的な住民負担を示すということになっております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） では、町は先ほどの課長の答弁をいただきますと、国保の業務、今までやってきたことはほぼ基本的に町が行って、余り変わることはないっていうふうに理解いたしました。では、県は一体何をするのかについて詳しくお答えください。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 新制度におきます県の役割でございますけども、基本的には都道府県は財政運営、こちらのほうを主としまして、また町村については先ほど言いましたとおり国保の実務、これを引き継ぐこととなります。

具体的に、県の役割として4点ほどございまして、1つ目としまして、国、県費や市町村からの納付金を財源としまして、県内市町村の医療費給付費の支払い。2つ目としまして、市町村間の医療水準や所得水準を調整しまして、市町村ごとの納付金額の決定をします。それと3つ目としまして、先ほども申しました市町村の標準保険料の提示。4つ目としまして、財政リスクの分散、軽減方策としまして、財政安定化基金を設置し、予期せぬ給付費の増や保険料収入不足に対応するということに対しまして、貸し付けや交付を行うというようなことを主として行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 結局、県は県下統一した保険料を決めるだけみたいな、私の中での捉え方で、あとの手間のかかる業務は全部今までどおり町が行う。先ほど、お答えをいただいたと思いますが、もう一度確認したいことは、今まで町が独自に行っていた保健事業とか葬祭費とか無料がん検診とか特定健診など、いずれも町民の方にとってなくてはならない施策がどうなるのか、これを続けて実施する場合に国保事

業納付金の算定に影響を与えることになるのか、もう一度、先ほどちょっと十分聞き取ることができなかつたので、もう一度お伺いいたします。今までの事業は、ちゃんとやれるのかどうかということをもう一度確認させてください。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 町独自の給付事業、保健事業でございます。非常に重要な事業ばかりを今行っておりまして、ご心配されるのは当然だと思います。どうなることということでございますけども、例えば特定健診あるいは特定保健指導の積極的な受診やこれらを基点とした早期治療、重症化予防によって医療給付費の伸びを抑えるということになりまして、その保健事業の成果に対しては保険者努力支援制度あるいは特別調整交付金などの公費が市町村のほうに交付される見込みでありまして、それが保険料の負担の軽減や伸びの抑制につながると思いますので、そういったことから町独自の保健事業については、引き続き行う予定であります。

また、それらの保健事業を実施した場合の納付金の算定にどう影響するかということでございますけども、議員さんのほうからもおっしゃったとおり、県内市町村間での葬祭費や保健事業費の差が非常に大きいために、原則納付金及び保険給付の交付金の対象とはしないということになっておりますので、国保事業納付金の算定には影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ちょっと安心いたしました。

では、29年度の国保税の算定はどのようになっているのか、また収納状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 本年度の国保税の算定でございます。もう既に賦課作業は終了しまして、算定方法につきましては前年度平成28年度と変更はございません。今年度も繰越金を見込んだ算定方法となっておりますので、税率等に変更はございません。ただ、前の年度の3月議会の条例改正によりまして、軽減世帯の所得判定について2割世帯については被保険者1人につき1万円、5割世帯につきましては被保険者1人につきまして5,000円の上乗せというふうに改正がなりましたので、所得の判

定基準が拡充されたということにはなっております。

それから、平成28年度収納状況でございます。これも先日決算状況が出たような状況でございますけども、調定額1億1,019万4,500円に対しまして、収納額は1億761万2,000円となっております。収納率は97.66%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

3月議会の条例改正は、保険者にとって負担が軽くなる改正のために、加入者が支払う金額が減ったために、若干調定額より収納率が下がったという解釈で間違いございませんか。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） おおむねそのようなことでよろしいかと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） それで、一番心配なことは納付困難者、滞納者への対応がどう変わるのかということでございます。今でさえ納付できない世帯がふえているのに、広域化で税が上がってますます困難になったとき、町としてどう対応していくのか、一番大事な問題でございますので、町長にぜひお答えいただきたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員には、たびたびこの件についてのご質問をいただいております。私にいたしましても新しい国保の広域化によって大きく変化をすることなく、国保税の納付困難者や滞納者への対応についてでございますが、県単一化になったからといって、今までと変わることなく納付困難者や滞納者の皆様方には、これまでと同じような納税相談、また分納の納付等をお願いするようになっておりますので、十分今までと対応も変わることなくやっていきたいということにいたしております。

そしてまた、どうしても生活が困窮して支払いが難しいという方々につきましては、本人の了承を得た上、福祉課を含めた部局と連携を図りながら、今までと変わら

ず対応をしていきたいということでございますので、ご安心いただきたいなと思っておりますので、以上答弁いたします。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 今までと変わらない対応ということで若干安心いたしました。が、欲を言えば、多分税が上がるのが予想されて、さまざまな事情から国保税を払えない人はふえることが予想されます。そういう方々に対して、今までと変わらないというよりも今まで以上に丁寧な勝浦町として優しい対応といいますか、町民を大事にしてくださる取り組みをしていただきたいと思いますので、町長もう一步踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 従来から答えは変わっていません。もし、困ったことがあったら相談に来ていただいたら丁寧にいろいろご相談に乗りたいというようなことでございますので、どうか気軽に問い合わせなり相談に来てください。お願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 勝浦町には、まだ基金と繰越金があります。それを活用して納付困難者、滞納者をこれ以上出すことのないような取り組みをしてほしいとお願いいたしまして、今議会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹 公一君） 以上で9番議員井出美智子君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、あすはまた9時半から開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後4時46分 散会